

2 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

(1) ODA及び輸出信用等における環境配慮

国際協力機構（JICA）では、平成16年から「JICA環境社会配慮ガイドライン」を施行しています。国際協力銀行（JBIC）では、円借款事業と輸出信用等に共通して適用される「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を15年から実施するとともに、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を実施しています。

輸出信用機関である日本貿易保険（NEXI）では、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を平成15年から実施するとともに、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン異議申立手続等について」と題する手続要綱を実施しています。

無償資金協力については、平成16年に、「無償資金協力審査ガイドライン」を作成し施行しています。

また、OECD開発援助委員会（DAC）では、途上国が開発政策に環境を統合して持続可能な国家戦略を作成する上での支援方策、及び途上国が地球環境関係の諸条約に対応する上での支援方策に関するガイドラインが策定されています。

環境省においては、平成17年度は、国際金融公社（IFC）のセーフガードポリシーと、米国の民間金融機関の環境社会配慮の取組に関する情報の収集分析を行いました。

(2) 民間の海外事業に対する環境配慮

海外に事業展開する民間企業においても、環境問題に真摯に取り組むことが求められており、積極的な環境対策を展開する日系企業も増えてきました。企業の社会的責任（CSR）への対応における環境配慮に関する先進事例の収集や対応を進めるための課題や障壁、行政施策等に関する調査を行い、企業の取組を促進するための行政施策の今後の方向性を検討しました。

3 地方公共団体又は民間団体による活動の推進

(1) 地方公共団体の活動

地方公共団体は、国内や海外の地方公共団体などと共同して、生活環境から地球規模の環境問題まで積極的に取り組んでいます。地方公共団体の主なネットワークとして、**クリーンな環境のための北九州イニシアティブ**、**持続可能な都市のための20%クラブ**、国際環境自治体協議会（ICLEI）などがあります。このようなネットワークは、地方公共団体の連携を強化するとともに、国や国際機関などさまざまな主体との連携にも広がっています。

国際協力機構（JICA）を通じて、地府公共団体の専門家を開発途上国へ派遣しています。また、多くの開発途上国からの研修員が全国各地の地方公共団体やその試験研究機関等で技術を修得しています。

さらに、姉妹友好都市等からの研修員受入れ、会議の開催及び情報交換、開発途上国現地における技術指導、機材等の贈与など地方公共団体が独自に行う環境協力も進められています。

環境省においては、平成16年度に作成した「地方公共団体等による国際環境協力ガイドブック」を配布し、国際環境協力に必要なノウハウなどを地方公共団体に情報提供しています。

(2) 民間の活動

公害防止装置をはじめとする環境保全技術の多くは、政府の規制・指導、国民意識の高まり等に応じて、民間企業によって開発されてきたものです。また、開発途上国への技術移転においては、直接投資等、民間企業が果たす役割も大きくなっています。

公益法人やNPO法人、任意団体をはじめとする多くの民間団体が、政府レベルから草の根レベルまでの環境保全プロジェクトの実施、環境協力に関するシンポジウム、講演会、セミナーの開催等により国際環境協力の推進に取り組んでいます。こうした民間団体の活動は、（独）環境再生保全機構の地球環境基金、外務省のNGO事業補助金、日本NGO支援無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力、JICAの草の根技術協力による支援等が行われていることや国民の関心の高まりにつれて、ますます活発となっています。

平成18年度
環境の保全に関する施策

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意して下さい。

第1章 地球温暖化防止・オゾン層保護

第1節 地球規模の大気環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

1 地球温暖化の防止

京都議定書の未締結国に対し、引き続き締結を働きかけていきます。

また、京都議定書の第1約束期間終了後（2013年以降）の次期約束については、気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）における決定に基づき、すべての国がその能力に応じ排出削減に取り組むことを可能とするとともに、主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みの構築に向けて、各国と連携して、議論の進展に貢献していきます。

さらに、地球温暖化防止のため、**地球環境ファシリティ（GEF）**等の多数国間基金への拠出、二国間の技術・資金協力の推進、**国際海事機関（IMO）**における外航船舶からの温室効果ガス排出量に関する検討等を引き続き実施していきます。

クリーン開発メカニズム（CDM）や**共同実施（JI）**等の京都メカニズムをさらに活用していく観点から、有望なプロジェクトが正式にCDM/JIプロジェクトとして実施することができるよう、政府が一体となって引き続きさまざまな支援を行っていきます。

これまで行ってきた開発途上国等におけるプロジェクトの発掘及び事業化をさらに強化するため、プロジェクトの実現可能性調査を引き続き実施していくとともに、ホスト国の承認体制やホスト国での事業ニーズの調査、CDM実施マニュアル等CDM/JI事業を実施する民間事業者が必要とする情報を収集し、効果的に提供します。

また、ホスト国におけるCDM/JIプロジェクトの受入れに係る制度構築、人材育成及び実施計画の策定等に対する支援事業についても、引き続き実施していきます。

さらに、京都議定書の目標達成のため、京都メカニズムによるクレジットを取得していくことが必要であり、平成18年度からNEDOを活用して政府が効率的にクレジットを取得する事業を新たに開始します。

2007年（平成19年）に公表予定の第4次評価報告書の執筆に参加する専門家をサポートする等、IPCCの活動に対する人的、技術的、資金的な貢献を行います。また、温室効果ガス排出・吸収量世界標準算定方式を定めるためにIGESに設立された**インベントリータスクフォース**の技術支援組織を引き続き支援していきます。

また、2013年以降も見据えた実効的な国際取組のあり方について検討を深めていくことを目的に、「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を引き続き主催します。

さらに、クリーン開発と気候に関する**アジア太平洋パートナーシップ**については、2006年（平成18年）1月の第1回閣僚会合で立ち上げられた8つのタスクフォース（よりクリーンな化石エネルギー、再生可能エネルギーと分散型電源、発電及び送電、鉄鋼、アルミニウム、セメント、石炭鉱業、建物及び電気機器）について、日本が議長を務める鉄鋼及びセメントのタスクフォースをはじめ、官民が協力してクリーンな技術の開発、移転のための取組を積極的に進めることにより、京都議定書を補完していきます。

国際的な取組や国内の取組の枠組みの目安となる中長期的な目標について、30～50年を射程とする目標の策定に向けた必要な作業を進めます。（具体的な目標の在り方についてはなお検討が必要です。なお、例えば、EUにおいては、1996年（平成8年）に、工業化前と比較した気温上昇を2℃以下に抑える長期目標を設定しています。）

なお、気候変動に関するG8での取組については、第7章第9節参照。

2 オゾン層の保護

モントリオール議定書に定められたHCFC等のオゾン層破壊物質の生産規制等を着実に実施するとともに、オゾン量、オゾン層破壊物質及び有害紫外線の観測・監視等を実施します。また、開発途上国におけるオゾン層保護対策を支援するため、議定書に基づく多数国間基金への拠出、二国間協力事業の推進、研修員の受入れ等を引き続き実施するとともに、専門家の開発途上国への派遣等の技術協力を行います。

第2節 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策の目指す方向

平成17年4月に策定した京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図り、地球規模での温室効果ガスのさらなる長期的・継続的な排出削減へと導きます。

2 地球温暖化対策及び施策

(1) エネルギー起源二酸化炭素に関する対策の推進

個別のエネルギー関連機器や事業所、住宅・建築物との対策を引き続き推進するとともに、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、日本の経済社会構造を変革し、省CO₂型の都市や交通システムを構築することを目指します。この際、エネルギーの需給に関連する各主体が、他の主体と連携してエネルギー効率のさらなる向上を目指すとともに、他の主体の省CO₂化に積極的に貢献する取組を推進します。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素に関する対策の推進

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による最終処分量の削減や、全連続炉の導入等による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等を、引き続き推進します。

(3) 代替フロン等3ガスに関する対策の推進

産業界の計画的な取組の促進、代替物質等の開発等、代替物質を使用した製品等の利用の促進、法律に基づく冷媒として機器に充てられたHFCの回収等の施策を、引き続き実施します。

代替物質を使用した製品等の利用を促進するため、省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入補助を引き続き行うとともに、発泡断熱材、エアゾールなどのノンフロン化をさらに推進するための調査検討を実施します。

(4) 温室効果ガス吸収源対策の推進

温室効果ガス吸収源対策としては、京都議定書目標達成計画や、それを踏まえた地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の下で、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林の整備・保全、木材及び木質バイオマス利用、国民参加の森林づくり等の取組を、国、地方公共団体、事業者及び国民の連携・協力の下に着実かつ総合的に実施します。また、日本の吸収量が国際的にも認められるよう、森林等の吸収源に関するガイドラインであるIPCC良好手法指針に即した報告・検証体制の強化を図ります。

(5) 京都メカニズムに関する対策の推進

京都メカニズムに関する対策は本章第1節参照。

(6) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が着実かつ適切に実施されるよう、第1回となる平成19年6月の報告に向けて、関係する事業者や団体等に、制度の趣旨や算定方法について十分な周知を図ります。

(7) 国民運動の展開

「チーム・マイナス6%」の活動を通じて、引き続き国民に対し、ライフスタイルを見直していく取組を求めるメッセージの発信を行います。テレビ・新聞・雑誌等を活用した、広範で集中的なキャンペーンを、経済界をはじめとする各界と連携しながら実施することにより、ライフスタイル変革の国民運動を促進します。

また、地域特性や世帯人員等を考慮しつつ各世帯に期待される電力・ガスなどの消費量を策定した国民の行動の目安を達成するための具体的な行動・選択肢を示し、国民一人ひとりによるライフスタイル・ワークスタイルの不断の見直しを促していきます。

さらに、全国センターにおいて、国民の地球温暖化防止に向けた取組を支援します。

(8) 公的機関の率先的取組

平成18年度は、平成17年4月に策定した新たな政府の実行計画に定められた目標年度であり、目標の確実な達成への取組を推進していきます。また、引き続き、前年度の政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を推計し、公表するとともに、そのほかの数量的目標や対策の取組状況についても、調査を行い、結果を公表します。

(9) 税、課徴金等の経済的手法

税、課徴金等の経済的手法については、第7章第3節参照。

(10) 国内排出量取引

費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を引き続き実施します。

(11) 排出量・吸収量算定手法の改善等

日本では毎年、気候変動枠組条約に基づいて温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を報告しています。また、平成18年9月1日までに**割当量報告書**を提出します。インベントリは地球温暖化対策の極めて重要な基礎指標となることから、温室効果ガス排出量・吸収量のさらなる精度の向上に向けた算定方法の改善を行います。さらに、情報解析などを行うほか、インベントリ作成の迅速化等を図ります。

(12) 地球温暖化対策技術開発の推進

技術開発は、京都議定書目標達成計画において、その普及を通じて、環境と経済の両立を図りつつ、将来にわたり大きな温室効果ガス削減効果が期待できる取組として位置付けられており、第3期科学技術基本計画や分野別推進戦略関係各府省が連携し、産学官で協力しながら総合的に推進します。

(13) 観測・調査研究の推進

地球温暖化の不確実性を解明し、科学的知見を踏まえた一層適切な対策を講じるため、**地球環境研究総合推進費**等を活用し、現象解明、将来予測、影響評価及び対策に関する研究を総合的に推進します。また、地球温暖化分野の観測に関わる関係府省・機関が参加する連携拠点の設置や人工衛星等を用いた温室効果ガスの観測技術の開発を行う等、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化するとともに、気候変動影響に対して脆弱なアジア太平洋地域を中心に、影響の監視・評価を行うネットワークの構築を進めることを通じ、同地域の温暖化対策への積極的参加を促します。

第3節 オゾン層保護対策

オゾン層保護法に基づき、引き続きオゾン層破壊物質の生産等の規制の的確な実施を図るとともに、その排出抑制、使用合理化の一層の推進に努めます。また、人工衛星に搭載するオゾン層観測センサーの開発、オゾン層の破壊の状況及びフロン類の大気中濃度の観測・監視を実施するとともに、開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援の強化に取り組みます。

フロン類の回収を徹底するため、改正フロン回収破壊法の円滑な施行に向けて、**業務用冷凍空調機器**の廃棄時におけるフロン類の回収行程を管理する新たな制度の詳細設計等の準備作業や、関係者に対する普及啓発を行うとともに、関係府省間で連携を図りつつ、地方公共団体及び関係業界に対しても、さらなる協力を求めています。

第2章 大気環境の保全

第1節 酸性雨の防止に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

東アジア地域における酸性雨問題に関する地域の協力体制を確立することを目的とした**東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）**の活動については、資金の拠出や技術的な助言を行う等、引き続き積極的に支援します。また、EANETの今後の発展・拡大に向けて、EANET参加国が資金拠出を行うための確固とした基盤となる文書とその法的性格についての議論に、積極的に参画・支援します。

第2節 酸性雨・黄砂に係る対策

1 酸性雨対策

日本における酸性雨の実態を長期的に把握し、予想される酸性雨による被害を未然に防止する観点から、「酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、酸性雨測定所等における湿性・乾性沈着モニタリング、湖沼等を対象とした陸水モニタリング、土壌・植生モニタリングを継続的に行います。

また、酸性雨に対し耐性が弱いと考えられる岐阜県伊自良湖（いじらこ）等の集水域については、重点的なモニタリングを実施し、酸性化のメカニズムの解明や今後の影響発現についての予測等を行います。

2 黄砂対策

黄砂の日本への飛来実態（特に黄砂とともに輸送される大気汚染物質）を把握するための調査を行うとともに、黄砂観測装置（ライダー装置）によるモニタリング体制の整備をさらに進めます。

また、第6回日中韓三カ国環境大臣会合及び黄砂問題に関する日中韓モンゴル大臣会合での議論に基づき、日本としても、ライダー装置によるモニタリングネットワークで得られたデータを4か国で検証・交換を行うため、国際ワークショップ等を開催し、その枠組みを検討します。

さらに、UNEP等の国際機関が共同で実施しているADB - GEF黄砂対策プロジェクトの提言に沿って、各国と密接に連携・協力しながら黄砂対策に取り組みます。

第3節 光化学オキシダント対策

「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により、リアルタイムで収集したデータを活用し、光化学オキシダントによる被害の未然防止に努めます。

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）窒素酸化物等に係る自動車排出ガス規制については、中央環境審議会の累次の答申に沿ってその一層の強化を進めます。また、工場からのVOCの排出については、平成16年に改正された大気汚染防止法に基づき、18年4月1日から規制及び自主的取組による排出抑制対策を推進します。

第4節 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策

1 固定発生源対策

(1) 窒素酸化物対策

これまでの排出量の低減の実績を踏まえ、東京都特別区等、横浜市等及び大阪市等の総量規制地域について、年間を通じた排出実態等規制の実施状況を把握し、総量規制の徹底を図ります。群小発生源からの窒素酸化物の排出状況、環境影響等の把握を行い、優良品推奨水準としてのNOx排出ガイドラインに適合する小規模燃焼機器の普及を推進します。また、NOx等削減効果の高い小型ボイラ及び温水発生機の導入効果を実証するため、これら機器を導入するモニターに対し支援措置を実施します。

(2) 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質（SPM）については、原因物質の排出実態、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次粒子の生成など発生機構の解明に努めるとともに、これらを踏まえ、環境基準の達成に向けた総合的対策の確立を図ります。

また、平成11年度から開始した、**微小粒子状物質**についての疫学調査、実測調査、動物実験等を引き続き実施します。

さらに、粒径がおおむね50nm以下の極微小粒子（環境ナノ粒子）についても、動物実験や性状把握等の調査を実施し、リスク評価を行います。

(3) 硫黄酸化物等対策

エネルギー事情等の推移を見守りつつ、今後も二酸化硫黄等の環境基準を維持達成するため所要の対策を講じます。

2 移動発生源対策

(1) 自動車排出ガス対策

ア 自動車単体対策と燃料対策

自動車単体の排出ガス対策については、中央環境審議会の平成17年第八次答申に沿って21年からさらにPMとNOxに係る排出ガス規制を大幅に強化し、いわゆる「脱PM」化を現実のものとするよう努めます。自動車から排出される粒子状物質については、排気拡散チャンバーを用いて、さまざまな種類のディーゼル自動車や直噴式のガソリン自動車から排出される粒子状物質の粒子数や組成等を測定し、大気中に排出された後の粒子の特性の実態について調査を行います。同時に、粒子状物質の質に着目した自動車排出ガス規制に向けた測定法の確立を検討します。また、試験モード外（オフサイクル）における排出実態等について調査を行い、その結果を踏まえ対策を検討します。さらに、使用過程車のNOx及びPMの排出実態調査を行い、必要に応じ使用過程車の排出ガスの水準について検討します。

燃料品質については、中央環境審議会の平成15年第七次答申に沿った燃料規制の強化を進めます。今後、さらなる排出ガス低減に必要な燃料対策のあり方を検討するとともに、新燃料による排出ガス低減効果等を客観的に評価するための調査を実施します。また、公道を走行しない建設機械等の特殊自動車（特定特殊自動車）に対する排出ガス規制を18年10月から開始するとともに、排出ガス基準に適合する特定特殊自動車への買換えが円滑に進むよう、特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置を講じます。

イ 大都市地域における自動車排出ガス対策

大都市地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境の改善に向け、自動車NOx・PM法に基づく車種規制、事業者による排出抑制のための措置、局地汚染対策等の施策を円滑かつ着実に推進します。同法に基づく排出基準適合車への代替促進については、一定の排出基準不適合車の廃車を伴う場合に自動車取得税の軽減措置を引き続き講じるとともに、政府系金融機関による低利融資等を講じます。

平成17年度に取りまとめられた「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」（中央環境審議会大気環境部会

自動車排出ガス総合対策小委員会)について、今後さらなる審議を行うとともに、その結果を踏まえて今後の対策について検討を行います。

また、都市圏交通円滑化総合計画の策定等により、パークアンドライド、時差通勤など都市内交通を適切に調節する施策を実施します。

ウ 低公害車の普及促進

地方公共団体や民間事業者等が低公害車を導入する際の補助及び自動車税のグリーン化等の税制上の特例措置等を通じて、低公害車のさらなる普及促進を図ります。なお、昨今の低公害車の普及状況、技術開発の状況を踏まえ、「低公害車開発普及アクションプラン」の見直しを行います。

エ 交通流対策

交通流の分散・円滑化施策としては、沿道環境保全に配慮しつつバイパス、環状道路をはじめとする道路網の体系的整備、交差点及び踏切道の改良を推進します。ETCの普及を促進し、**道路交通情報通信システム(VICS)**の情報提供エリアのさらなる拡大及び道路交通情報提供の内容・精度の改善・充実、信号機の高度化を行います。また、平成18年6月1日から施行される新たな駐車対策法制による違法駐車対策をはじめ、ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進するとともに、環境ロードプライシング施策の検討・試行的実施を進め、住宅地域の沿道環境の改善を図ります。

交通量の抑制・低減施策としては、交通需要マネジメント施策を推進します。公共交通機関の利用を促進するため、**公共車両優先システム(PTPS)**の整備、都市におけるバス交通の活性化や交通結節点の整備を推進します。物流の効率化を図るため、物流拠点の整備、高規格幹線道路周辺等への物流拠点の立地促進や共同輸配送の実施を進めます。

(2) 自動車以外の移動発生源対策

建設工事において、公共事業を中心に排出ガス対策型建設機械の使用を引き続き推進するとともに、さらなる排出ガス低減を目指し建設機械の排出ガス対策について引き続き検討を行います。

MARPOL73/78条約の1997年(平成9年)の議定書に対応した海防法に基づき、船舶に搭載される原動機や焼却炉等の設備に関する検査等による規制の実効性確保に引き続き努めます。また、今後の国際的なNOx・SOxの排出規制強化及び新たなPM規制の検討等の動きを踏まえ、革新的な環境負荷低減技術の開発とIMOにおける船舶からの排出ガスに関する規制の見直しへの対応についての検討を併せて行う総合的対策を引き続き実施します。

(3) 普及啓発施策等

6月の環境月間には、低公害車の普及啓発を目的とした「エコカーワールド(低公害車フェア)」を実施します。さらに、12月は二酸化窒素や浮遊粒子状物質(SPM)の濃度が特に高くなることから、同月を「大気汚染防止推進月間」に指定し、マイカーの使用抑制等や適切な自動車の使用等を呼びかけます。また、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」において、6つのアクションに盛り込まれている駐停車時のアイドリングストップ等のエコドライブの普及・推進を図ります。

第5節 多様な有害物質による健康影響の防止

1 有害大気汚染物質対策

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握、健康リスクに関する科学的知見の充実及びその評価・公表並びに排出抑制技術に関する情報の収集・整理を行うとともに、その成果の普及に努めます。

また、有害大気汚染物質のうち、中央環境審議会が対策の優先度の高いものとして示した「優先取組物質」について、常時監視、指針値の設定など、対策をさらに充実させます。

なお、自主管理については、これまでのように業界単位等で削減取組を実施するのではなく、これまでの自主管理計画を通じて確立された枠組み等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑

制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の取組へと移行します。

今後も、健康被害の未然防止のため、PRTRデータ及びモニタリング結果等により排出量や環境濃度等を継続的に検証・評価し、それらを踏まえ、有害大気汚染物質対策を検討します。

2 石綿対策

石綿（アスベスト）による大気汚染を未然に防止する観点から、大気汚染防止法に基づき、石綿製品製造工場等に対する規制の適正な実施に努めるとともに、18年2月に改正された大気汚染防止法に基づき、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用する建築物等の解体等に伴う石綿の排出又は飛散の防止対策の徹底を図ります。

また、引き続き石綿測定技術者の育成事業を行います。

第6節 地域の生活環境に係る問題への対策

1 騒音・振動対策

(1) 騒音に係る監視体制の強化等

地方公共団体と連携しながら、騒音に関する環境基準を監視するための体制を充実させます。また、騒音及び振動に関するより適切な評価や規制のあり方について検討を行います。

(2) 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策

特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業に対して規制が適切に実施されるように、苦情が相当数ありながら規制対象とされていない施設や建設作業の対策、規制手法及び評価手法等について引き続き調査検討等を行います。また、公共事業を中心に低騒音型・低振動型建設機械の使用を引き続き推進するほか、特定建設作業に係る工事騒音の予測手法及び低騒音型・低振動型建設機械の技術基準など適切な制度のあり方についての検討や、さらなる普及促進施策を実施します。

(3) 自動車交通騒音・振動対策

自動車単体からの騒音の低減対策について、欧州諸国や米国など諸外国の状況を把握するとともに、現状の自動車から発している騒音の実態を調査し分析を行い、引き続き自動車メーカー等における自動車騒音低減技術の研究開発の促進を図ります。

また、新たな自動車騒音対策の検討を行うため、平成17年6月より今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について中央環境審議会において検討しており、測定法を含めた新たな基準・規制（許容限度）の検討を引き続き行います。地域レベルにおける各施策実施主体が一致協力して、道路交通騒音の深刻な地域について、可能な限り道路構造対策を実施し、これに加えて交通流対策、沿道対策等を実施することにより、地域に応じた施策を推進します。騒音低減効果のある高機能舗装の敷設の推進を図るとともに、沿道利用、景観等総合的な観点から地域の意向を踏まえつつ、環境施設帯の整備や遮音壁の設置等の対策を行います。

環状道路等幹線道路網の整備等による交通流の分散・円滑化を進めるとともに、公共交通機関の利用促進や新総合物流施策大綱に基づく物流の効率化等を図ります。

最高速度規制、大型車中央寄り車線規制、夜間通行止め規制、不正改造車両の取締り等、交通規制・交通指導取締り、暴走族対策を推進します。

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備道路の指定を促進し、道路管理者と都道府県公安委員会が協力して、まちづくりと一体となった対策を総合的に推進します。また、都市計画等を通じた適切な土地利用の誘導、土地区画整理事業等の手法の活用等について関係地方公共団体への助言・支援を図ります。

また、環境基準の達成に向け、総合的かつ計画的な対策推進を図るための検討を引き続き行います。

(4) 航空機騒音対策

低騒音型機の導入、騒音軽減運航方式の実施等を促進します。また、住宅防音工事、移転補償事業、緩衝緑地帯の整備等の空港周辺環境対策事業を推進し、空港と周辺地域との調和ある発展を図ります。

近年全国で立地の動きがみられるヘリポート、コンピューター空港等については、「小規模飛行場環境保全暫定指針」に基づき、騒音問題の発生の未然防止に努めます。

自衛隊等の使用する飛行場周辺の航空機騒音に係る環境基準の早期達成に向けて、消音装置の設置・使用、飛行方法の規制等の音源対策、運航対策に努めるとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づき、周辺対策を推進します。

(5) 鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び技術開発等を計画的に実施し、環境基準の達成に向けて対策を推進するよう鉄道事業者に働きかけます。特に第1次から第3次75デシベル対策が行われた区間以外にも、当面の目標として75デシベル以下とすることが必要な区間があるため、引き続き対策を実施していきます。また、環境基準の達成に向け技術開発が鋭意進められるよう促すとともに沿線土地利用の適正化を図ります。

在来鉄道の騒音・振動問題については、関係機関と連絡をとりつつ適切に対処します。新線又は大規模改良の計画に際しては、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき騒音問題の発生を未然に防止するための対策を実施するよう事業者に働きかけます。

(6) その他

空港周辺の大気汚染防止対策として、日本も参加しているICAO航空環境保全委員会（CAEP）での議論を踏まえ、国際的な基準の国内への適用を検討します。

2 悪臭対策

悪臭防止法の事務を担当する地方公共団体職員を対象に、臭気指数規制の周知を図るための講習会、嗅覚測定法の信頼性の確保を目的とした嗅覚測定法技術研修等を引き続き実施します。臭気指数規制の円滑な導入、運用に必要な取組もあわせて実施します。

また、国際的な嗅覚測定法の標準規格化の流れに対応するため、日本の測定技術及び対策手法の国際的な周知・普及を図るほか、各国における標準規格間の比較検討調査を行います。

さらに、より実態に即した規制方法や規制基準に向けた調査を行うとともに、平成12年に改正された悪臭防止法の一部の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

3 ヒートアイランド対策

ヒートアイランド対策大綱に基づき、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善の4つを柱とするヒートアイランド対策の推進を引き続き図ります。

また、ヒートアイランド現象による環境影響に関する調査・観測を継続的に実施するとともに、都市における緑化、大気との接触水面の拡大、地下湧水や地下熱の利用といった環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証に着手します。また熱中症予防情報の提供及びモニタリングを進めます。

4 光害（ひかりがい）対策等

光害対策ガイドライン、地域照明環境計画策定マニュアル及び光害防止制度に係るガイドブック等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援します。また、「全国星空継続観察」（スターウォッチング・ネットワーク）を引き続き実施します。

第7節 大気環境の監視・観測体制の整備

国設大気環境測定所、国設自動車排出ガス測定所及び国設酸性雨測定所を引き続き運営していきます。また、「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により全国の大気汚染常時監視データをリアルタイムで収集し、監視体制の充実を図ります。

また、長期的に環境濃度の推移を把握する必要のある有害大気汚染物質について、新たな測定技術を活用した大気環境モニタリングを体系的かつ計画的に進めます。

さらに、揮発性有機化合物（VOC）に関して、現在の状況と今後の排出抑制効果を把握するため、全国において環境濃度の継続的なモニタリングを行います。

自動車騒音の常時監視については、適切かつ円滑に行い、全国の自動車交通騒音状況を把握し、広く情報提供します。

環境放射線等のモニタリングについては、離島等の12か所の国設酸性雨測定所において引き続き自動測定装置による常時測定を行うとともに、大気浮遊じん、降水物（雨水等）、陸水、土壌等の環境試料中に含まれる放射性核種を調査します。また、現在測定しているデータを「環境放射線等モニタリングデータ公開システム（仮称）」により、平成18年度中にインターネットで公開する予定です。

第3章 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

第1節 環境保全上健全な水循環の確保

1 水環境に親しむ基盤作り

住民が水辺環境に関心を持ち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤作りや、自発的に環境保全活動に参加できる環境作りの施策を展開します。特に、身近な水辺空間の再生・創造により、住民による自発的な水環境保全活動を支援します。また、地域住民の参加を得て、全国の河川において水生生物による簡易水質調査を推進します。

また、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業により、引き続き下水処理水等を活用したせせらぎ水路等の整備を推進します。

2 環境保全上健全な水循環の確保

水質汚濁に係る環境基準の項目、基準値、水域類型指定及び見直しに関し、必要な調査検討を行います。さらに、水環境保全施策を有効適切なものとして機能していくよう最新の知見を踏まえ、水環境の目標や効果的な監視手法等について検討を行います。地下水に係る環境基準の達成・維持に向けた地下水の水質保全対策を推進します。また、流域別下水道整備総合計画等水質保全に資する計画を策定し、効率的な汚濁負荷削減施策を推進します。

水質面のみならず、水量、水生生物、水辺地を含めた総合的な取組を進めるため、引き続き水循環に関する調査、連携のあり方や施策の推進方策等についての検討を行います。特に水環境の悪化している河川や湖沼において、市町村や地域住民等の取組と一体となって清流回復を図る河川事業、下水道・浄化槽等の生活排水処理施設整備事業を重点的に実施します。水循環の調査では、モデル流域での実態解明のほか、水循環の悪化による問題発生の実態の調査を全国的に行い、総合的な調査を進め、必要なデータ・知見の整備を進めつつ、環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を支援します。

関係5省で構成する「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」では、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び調査研究の実施並びに施策相互の連携や協力の推進を図ります。併せて、環境省では、地域の地下水管理や保全計画の支援のための「地下水管理手法」の検討や流量減少等が発生している身近な水域を対象とした「環境用水の確保方策」の検討なども引き続き行います。

河川、湖沼における自然浄化能力の維持・回復のための水質、水生生物等の生息環境、水辺地植生等の保全や水量の確保、都市域における水循環再生構想を策定します。下水処理水等の効果的な利用や雨水浸透ますの設置等により適正な地下浸透を進めるとともに、森林の適切な管理・保全や、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全や人工干潟・海浜の整備を推進すること等を通じ、環境保全上健全な水循環機能の維持・回復を推進します。

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画に基づき、琵琶湖・淀川の生態系の保全・再生や健全な水循環系再生等、流域全体での一体的な取組を引き続き関係府省、地方公共団体等と連携し推進します（その他の都市再生の取組については本章第3節参照）。

第2節 水利用の各段階における負荷の低減

1 発生形態に応じた負荷の低減

工場・事業場については適切な排水規制を行います。排水規制の対象となっていない業種について規制の必要性の検討を進めるとともに、未規制項目について水生生物保全の観点等から調査・検討を行います。

生活排水による水質の汚濁の防止を図るため、地域の実情に応じて、都道府県ごとに策定された污水处理施設の整備等に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど各種生活排水処理施設の整備を図ります。また、流域全体で効率的に高度処理を推進する高度処理共同負担事業の活用等により、引き続き下水道における高度処理を推進します。

非特定汚染源による水質汚濁の実態を把握し、その汚濁負荷の削減対策手法に関する調査を実施します。また、「**合流式下水道緊急改善事業**」等を活用し、合流式下水道の改善を推進します。

農地・市街地等の非特定汚染源から発生する汚濁負荷対策を効果的に実施するための計画の策定のための調査等を行うとともに、湖沼における水質改善のため、汚濁機構解明や施策効果の把握等のための調査を行います。また、雨天時に宅地や道路等の市街地から公共用水域に流入する汚濁負荷を削減するために新世代下水道支援事業制度水環境創造事業を引き続き推進します。さらに、農業用排水路等の水質浄化を図るため、れき等の利用による浄化型水路の整備など、水質保全対策事業を引き続き推進します。

2 負荷低減技術の開発・普及

下水道や浄化槽、農業集落排水施設等の高度処理技術の一層の開発・普及を推進します。下水道については、下水道技術開発プロジェクト（SPIRIT21）において開発した合流式下水道改善に関する24技術の普及を推進します。浄化槽については、有機汚濁物質を高度に除去する処理方式として、膜分離型浄化槽の普及を推進します。さらに、閉鎖性水域の**富栄養化防止策**として窒素・りん除去型浄化槽の普及を一層推進します。

また、農業集落排水事業について、遠方監視システムの活用による高度処理の普及促進を支援します。

3 水環境の安全性の確保

有害物質に係る排水規制、地下浸透規制等を適切に実施するとともに、適正な廃棄物処理の推進を図ります。また、水生生物の保全の観点から設定された環境基準の達成及びその維持に必要な環境管理施策についても、引き続き検討を進めてまいります。

農薬については**農薬取締法**に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定等を引き続き進めるとともに、水産動植物に係る改定農薬登録保留基準について、順次基準値を設定していきます。また、平成18年8月から施行される水質汚濁に係る改正農薬登録保留基準を円滑に施行するための体制づくりを行います。

地下水に関しては、**水質汚濁防止法**に規定されている浄化措置命令制度等に基づき、地下水浄化対策の着実な推進を図ります。硝酸性窒素による地下水汚染については、効果的な浄化手法の確立に向けた調査を実施するとともに、地域の実情に応じた重点的な対策のあり方について検討します。また、有害物質に汚染された海域等の底質については、除去等の対策を適切に実施します。

内分泌かく乱化学物質による海産生物への影響評価を可能とする手法の開発及び魚介類への影響実態把握調査等を実施します。また、魚介類中のダイオキシン類の効果的な削減方策の検討及び魚介類中におけるダイオキシン類や重金属等の蓄積状況の実態把握等を行います。さらに、内湾域における発電所の取放水を活用した、青潮等による漁業被害の軽減について検討等を行います。

第3節 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

水質汚濁防止法等に基づく排水規制、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備や住民参加等による生活排水対策、河川等における浄化対策や流量の確保等の各種の施策を総合的に実施します。

湖沼については、**湖沼水質保全特別措置法**に基づく「**湖沼水質保全計画**」の策定されている琵琶湖や霞ヶ浦等10湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備その他の事業を総合的・計画的に推進します。第162国会で、湖沼水質保全特別措置法が一部改正されたことを受け、流出水対策や工場・事業場に対する規制の見直しによる湖沼に流入する汚濁負荷の一層の削減、水質浄化機能を確保するための湖辺の環境の適正な保護、住民の意見を踏まえた施策の推進等を図ります。また、より効果的な湖沼水質保全計画の策定に必要な非特定汚染源対策のためのガイドラインの整備等を推進します。さらに、閉鎖性水域等における既存の単独処理浄化槽の浄化槽への転換について、単独処理浄化槽の撤去を交付金の対象とする措置を講じることにより推進します。また、第162国会で下水道法が一部改正され、流域別下水道整備総合計画に下水道終末処理場からの放流水に含まれる窒素・リンの削減目標量及び削減方法を定める措置が講じられたことを受け、閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画の見直しを推進します。富栄養化対策としては、海域も含めて、富栄養化等の状況の把握及び窒素・リンの発生源対策に関する調査を行います。このほか、水質悪化が著しい湖沼においては、流入河川において直接浄化施設の整備を実施します。

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンを対象とした第5次水質総量規制を引き続き実施します。また、「第6次水質総量規制の在り方について」（平成17年5月中央環境審議会答申）を踏まえ、第6次総量削減基本方針を策定し、汚濁負荷削減対策等の水環境改善対策を推進します。また、海域環境の変化や新たな科学的知見を踏まえ、指定水域の目標とすべき水質とその評価方法、水環境を改善するためのより効果的な対策の在り方について検討を行います。瀬戸内海については、**瀬戸内海環境保全特別措置法**及び「**瀬戸内海環境保全基本計画**」等に基づき、水質の保全、自然海浜の保全などの諸施策を引き続き推進します。有明海及び八代海については、**有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律**に基づき、流入する汚濁負荷量の削減に向けた調査研究の実施等、当該海域の環境の保全及び改善等のための施策を引き続き推進します。

港湾及びその周辺海域においては、**赤潮**や**青潮**等が多発する海域の環境を改善するため、環境モニタリング等により汚染原因を解明する調査や赤潮・**貧酸素水塊**による被害防止対策、また、汚泥しゅんせつ、**覆砂**、干潟・藻場の創出、海洋調査等の機能を有する環境整備船の建造や浮遊ごみ・油の回収など総合的な水質改善に取り組みます。

都市再生プロジェクトによる大都市圏の「海の再生」の実現に向け、「全国海の再生プロジェクト」を推進しており、「東京湾再生のための行動計画」及び「大阪湾再生行動計画」に基づき、引き続き、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における環境改善、環境モニタリング等の各種施策を展開します。さらに、伊勢湾再生推進会議及び広島県再生推進会議において、再生行動計画の策定作業を進めます。

また、三重県英虞湾（あごわん）では、水産基盤整備事業によりしゅんせつを行い、漁場環境の改善を図ります。さらに、漁港内外の静穏水域において風力等自然エネルギーを活用した水域環境改善手法の調査を行います。

第4節 海洋環境の保全

1 未然防止対策

海洋汚染の未然防止対策の一環として、日本に寄港する外国船舶に対して立入検査を行い、**SOLAS条約**や**MARPOL73/78条約**等の基準を満たしているか否かを確認する**ポートステートコントロール（PSC）**を的確に実施します。また、船舶によって輸送される化学物質に関しては、海防法に基づき、海洋環境保全の見地からの有害性の確認がなされていない液体物質（未査定液体物質）の査定を行います。また、漂流・漂着する海洋ごみの実態調査等を行います。さらに、6月と11月の「海洋環境保全推進週間」等を利用して、海洋

環境保全思想の普及啓発に努めるとともに、海洋環境保全講習会等を通じて、関係者に対する指導を引き続き実施します。

船舶の不法投棄については、「廃船指導票」を貼付することにより、投棄者自らによる適正処分の促進を図ります。また、良好な漁場環境の維持・保全を図るため、廃棄物の回収、除去等を行う漁場環境保全創造推進事業を推進します。

2 排出油等防除体制の整備

環境保全の観点から油汚染事件発生に的確に対応するため、関係地方公共団体、民間団体等に対する研修・訓練の実施、傷病鳥獣の適切な救護体制の整備、油処理剤等の海洋環境への影響調査等を推進します。大規模石油災害時に油濁災害対策用資機材の貸出しを行っている石油連盟に対して、当該資機材整備等のための補助を引き続き行います。また、原因者不明の漁場油濁により被害を受けた漁業者への被害救済対策等を実施する民間団体に対する補助を引き続き行います。

海上における油等の排出事故に対処するため、巡視船艇・航空機の常時出動体制の確保、防除資機材の配備、関係機関等との連携強化による官民一体となった排出油防除体制の充実に努めるとともに、油以外の有害危険物質に対する国内体制の整備に向けた検討を進めます。沿岸域における情報整備として「沿岸海域環境保全情報」の整備を引き続き行い、データベースの情報の充実を図ります。油等の海上浮遊物の防除活動に資するため、一週間程度の長期にわたる漂流予測情報の精度向上を図っていきます。漂流予測体制の強化のため、マリンレジャーの活発な相模湾に整備した次世代型海流監視システムを引き続き運用していきます。

3 監視取締りの実施

海上環境事犯については、沿岸調査や情報収集の強化、巡視船艇・航空機の効率的活用等により日本周辺海域及び沿岸の監視取締りを強化していきます。また、引き続き年2回の「海上環境事犯一斉取締り」を全国で実施し、特に潜在化している廃棄物・廃船の不法投棄事犯や船舶からの油不法排出事犯に重点をおき、悪質な海上環境事犯の徹底的な取締りを実施します。

4 油濁損害賠償保障制度の充実

船舶油濁損害賠償保障法は燃料油による油濁損害及び船体撤去に係る費用の最低保険金額を船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「船主責任制限法」）を引用して定められています。船主責任制限法は、「1996年の海事債権についての責任に関する条約を改正する1996年の議定書」への加入により最低保険金額が平成18年8月1日より概ね現行の3～6倍引き上げられることから、現行では対応できない油の海洋汚染損害等に対する補償が充実されることとなります。

第5節 水環境の監視等の体制の整備

全国の一級河川の主要な地点について水質監視を行います。また、公共用水域の水質及び地下水質の適正な監視体制が行われるよう、地方公共団体に対し技術的な助言等を行います。

海洋環境保全に関しては、日本周辺海域の海洋環境の現状を把握するとともに、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、領海、排他的経済水域における生態系の保全を含めた海洋環境の状況の評価・監視のための総合的・系統的な海洋環境モニタリングを行います。また、日本周辺海域や閉鎖性の高い海域等において海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属等の海洋汚染調査を実施します。さらに、バックグラウンドレベルの放射能の調査の一環として、日本海周辺海域の海水、海底土中に含まれる放射性核種の分析を行います。加えて、東京湾及び大阪湾においては、人工衛星による赤潮等の常時監視を行います。日本周辺海域及び西太平洋海域において、海水中の重金属、油分等の海洋汚染物質の定期観測を引き続き実施します。

第6節 土壤環境の安全性の確保

1 未然防止対策

土壤への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置、大気汚染防止法に基づく工場・事業場からのばい煙の排出規制措置、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理確保のための規制措置等を引き続き実施します。金属鉱業等においては、鉱山保安法に基づき鉱害防止のための措置を講じるとともに、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施等に努め、また、休廃止鉱山の鉱害防止事業に係る所要の助成等を引き続き実施します。

地下に埋設される危険物施設については、危険物施設の腐食劣化に関する評価手法を確立し、データベースの構築を図ります。また、赤土等の流出防止に資するための調査や対策の普及・啓発事業を引き続き行います。

2 農用地土壤汚染対策

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づき、特定有害物質として指定されているカドミウム、銅及び砒素並びに他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、細密調査等の環境監視や、基準値以上の特定有害物質が検出された地域の対策地域への指定、対策計画の策定等の必要な措置が引き続き実施されるよう促進します。また、対策地域の指定が迅速かつ円滑に行われるよう、都道府県が行う調査にスクリーニングを導入するための調査検討を行います。さらに、食の安全・安心確保交付金により特定有害物質の作物への吸収を抑制する応急的な土壤管理対策を推進するとともに、農作物のカドミウム吸収を大幅に抑制する営農技術対策の確立に係る実証事業を実施します。加えて、農用地土壤から農作物へのカドミウム吸収抑制技術等に関する研究を引き続き実施します。

3 市街地等の土壤汚染対策

土壤汚染対策法の円滑な運用を図ります。また、市街地等の土壤汚染対策を推進するため、対象物質、暴露経路等を拡充した総合的な土壤環境基準等の検討のための調査、土壤汚染の生活環境や生態系への影響に係る検討調査、土壤中の重金属類が自然由来か人為的原因によるものかの判断の目安となる自然汚濁レベルの把握調査、低コスト・低負荷型の土壤汚染に係る調査方法や措置技術の普及の検討のための調査、法に基づく調査命令の実施の円滑化を図るための情報整備等に係る検討調査、土壤汚染の懸念から利用が進まない土地等の実態把握と対策手法に係る検討調査、射撃場に係る鉛汚染調査・対策方法を確立するためのガイドライン作成に向けた検討調査等を引き続き行います。また、新たに「油汚染対策ガイドライン」の活用状況の把握や活用上の課題の有無等に係る検討調査、土壤汚染の状況を調査する事業者や汚染土壤の浄化・処理を行う事業者を対象とした優良性評価の目安を検討するための調査を行います。なお、ダイオキシン類による土壤汚染については、ダイオキシン法に基づき都道府県等が実施する土壤の汚染の除去等の対策に対して助成を引き続き行います。

第7節 地盤環境の保全

1 地盤環境保全対策

工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水採取規制の適切な運用を図るとともに、工業用水法に基づく規制地域等において国庫補助による地盤沈下防止対策としての工業用水道整備事業等の代替水源の確保及び供給事業を実施します。特に、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において策定された「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、引き続き地域の実情に応じた総合的な対策を推進します。

また、地盤が沈下している地域における被害の復旧や防災のため、河川改修、内水排除施設整備、海岸保全施設整備及び土地改良等の事業を国庫補助事業等として実施します。

さらに、雨水浸透ますの設置等の事業を国庫補助事業として実施します。

大深度地下の使用については、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」を踏まえて、引き続き、大深度地下に施設を設置する際の地下水への影響、地盤の変位等についての調査・検討を進めるとともに、交通機関の大深度地下の利用に伴う振動等の影響等に関する検討を進めます。

2 調査研究等

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組として地下水の有効利用を含めた地下水管理手法を検討及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律等の現行制度の点検を引き続き実施します。このほか、水循環再生構想・施策評価手法検討調査等各種の調査を実施します。

第8節 海洋汚染等の防止に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

ロンドン条約96年議定書の日本の締結に向け、同議定書に対応した改正海防法の平成19年4月施行に向けた準備を行います。

平成12年に採択されたOPRC-HNS議定書の締結に向け、同議定書に対応するための有害危険物質による海洋汚染等を防止するため必要な国内体制の整備を行います。

有害液体物質の汚染分類の見直し等を目的としたMARPOL73/78条約附属書 の改正が平成19年1月に発効する予定であることに伴い、国内体制の整備を進めていきます。

また、平成17年5月に発効した船舶からの大気汚染を防止するためのMARPOL73/78条約附属書VIに基づく国際規制の実効性の確保に引き続き努めます。IMOにおけるNOx、SOx等の船舶からの排出ガス規制の見直しに積極的に対応していきます。

IMOにおいて、平成16年に採択された**バラスト水規制管理条約**を実施するための国際的な統一指針の作成が行われており、速やかに統一指針が策定されるよう積極的に参加します。また、日本における処理装置の認証に関する体制整備のための検討を引き続き行います。また、バラスト水中に含まれる生物による海洋環境への影響に関する基礎調査を引き続き行います。

昨今の老朽タンカー等による油流出事故の主な原因となっている安全・環境に関する国際基準を満たさないサブスタンダード船の排除を目的とするIMO加盟国監査スキームについて、平成17年11月の第24回IMO総会において承認され、18年以内に監査が開始される見込みとなったことから、日本は、監査を早期に受け入れるとともに、同制度の運用について国際的な協調・連携の下で取り組みます。近年、シップリサイクル（船舶の解撤）に関して海洋環境の汚染等が問題視されていることから、問題解決のため、IMO等における議論に積極的に参加し、新たなルール作りに向けた取組を引き続き進めます。

日本近海の開発利用状況等を踏まえ、関係省庁が連携して、海洋環境の総合的な調査の実施等の調査研究、東アジア地域の沿岸国間によって共有される海洋環境に関する情報交換の円滑化等の国際協力の推進等に努めます。

また、PEMSEAにおいては、SDS-SEAの実施に向けた取組を進めます。

OPRC条約に関しては、同条約及び国家的な緊急時計画に基づき、環境保全の観点から油汚染に的確に対応するため、油汚染事故により環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の更新のための情報収集等を行うとともに油汚染事故への準備・対応に関する国際的な連携の強化、技術協力の推進等の国際協力に関する業務を推進します。このほか、NOWPAPの地域調整ユニット（RCU）が日本（富山）と韓国（プサン）に共同設置されたことから、RCUへの積極的な支援をはじめとして、NOWPAPの推進を図ります。

漂流・漂着ごみの問題については、NOWPAPの枠組みを利用した国際的な協力体制の構築に向けて、国内外の実態に関する情報収集や普及啓発等を推進します。GPAに関しては、次回政府間レビュー会合の対応に向けて、情報収集を推進します。

第1節 廃棄物等の発生抑制

廃棄物等の発生を抑制するため、製品の開発・製造段階、流通段階での事業者の配慮が行われることを促進するとともに、各種の普及啓発活動や情報提供を通じて国民の生活様式の見直し、使い捨て製品の使用の自粛等を促進します。また、廃棄物等の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の積極的な購入及び市場への普及を進めるため、国等の公的機関が率先してグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、消費者団体等各主体が連携した組織として発足したグリーン購入ネットワークの活動の積極的支援を進めます。

特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方に関する中央環境審議会の意見具申を踏まえ、改正された廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量等に係る国の基本的な方針に沿って、一般廃棄物処理事業の標準的なコスト分析手法を示す会計基準を作成することにより、社会経済的に効率的な事業を目指す市町村を支援します。また、これまでの知見等に基づき、ごみ処理の有料化を進めるに当たっての留意事項に関する考え方や、検討の進め方についてのガイドラインを取りまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援します。

第2節 循環資源の適正な循環的な利用の推進

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

再生利用認定制度及び広域認定制度に基づき、廃棄物の再生利用及び拡大生産者責任の下での適正処理の一層の促進に取り組めます。

2 資源の有効な利用の促進に関する法律について

事業者による 製品の省資源化・長寿命化を図る設計・製造や修理体制の充実等による廃棄物等の発生抑制（リデュース）対策、 部品等の再使用が容易な製品設計・製造や回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策、 事業者による使用済製品の自主回収・リサイクル対策、 工場等で発生する副産物（スラグ、スラッジ等）について、生産工程の合理化等による副産物の発生抑制対策や発生した副産物を再生資源として利用するリサイクル対策などへの取組を引き続き推進します。

3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律について

容器包装リサイクル法については、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の実施等が促進されるよう、今後とも同法に基づく制度の円滑な推進に取り組めます。また、法改正を受け、すべての関係者の連携による容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、レジ袋等の使用量削減に関する地域モデル事業や優良店舗に対する表彰を通じた普及啓発等、各種施策を実施します。

さらに、再商品化義務を履行しない事業者、いわゆるただ乗り事業者対策を推進します。

4 特定家庭用機器再商品化法について

家電リサイクル法については、小売業者による引取り、引渡し及び家電リサイクル券の管理並びに製造業者等による引取り、再商品化（リサイクル）及び家電リサイクル券の管理が適正に行われるよう、引き続き、法の実効性を確保するための必要な措置を講じます。

また、広報活動等を通じて家電リサイクル法の理解をより一層深める取組を進めるとともに、不法投棄の実態把握や投棄防止のための各地域の取組に関する情報提供を引き続き実施していきます。

5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

建設リサイクル法については、引き続き同法の普及・啓発及び実効性を確保するための必要な措置を講じます。

さらに、建設副産物のリサイクル等を促進するため、再資源化施設の稼働情報に関する「建設副産物情報交換システム」の運用を進めるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」の周知・徹底等を図ります。

特に平成18年度においては、平成17年度建設副産物実態調査の結果が取りまとまる予定であることから、建設リサイクル法の施行状況や建設リサイクル推進計画2002等の進捗状況などを点検し、必要に応じて新たな施策の追加などの検討を行う予定です。

また、公共工事におけるゼロ・エミッションを達成するため、昨年度に引き続き、首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会における検討を進めるとともに、建設汚泥再生利用指針検討委員会の検討報告書に基づき各種取組みを実施します。また、「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」の全国展開を図ります。

6 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者等の再生利用等の実施を確保するとともに、これらの円滑な取組を確保するため、登録再生利用事業者制度、再生利用事業計画認定制度等を活用した優良なりサイクル業者の育成等を推進します。

また、食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、普及啓発の実施、リサイクル肥飼料等を用いて生産された食料を食品廃棄物排出者が自ら販売・提供する行為を認証する仕組みやルールの整備、食品廃棄物を含むバイオマス利活用を図ろうとする地域に対する施設整備の支援等を通じた再生利用の促進等を実施します。なお、同法における食品リサイクル小委員会の調査審議を引き続き実施します。

7 使用済自動車の再資源化等に関する法律について

新車・中古車販売業者、整備業者、解体業者、破砕業者等の関係団体とも連携を図りつつ、各関係事業者における自動車リサイクル法の理解を深めるとともに、自動車所有者に対する普及・啓発を行うことにより同法の円滑な施行に取り組みます。

さらに、同法に基づきシュレッダーダスト等の適正なりサイクル等が確保されるよう、法の実効性を確保するための必要な措置を講じます。

また、使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島地域市町村に対して、引渡しに必要な費用に対する支援事業を実施します。

8 バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年閣議決定）に基づき、情報提供やシンポジウムの開催等を通じた国民的理解の醸成、バイオマスの効率的な利活用が可能となる研究開発、未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウンの構築に資する人材育成やモデルプランの作成、バイオマスの変換・利用施設整備等を実施します。また、バイオマスプラスチックの利活用を促進するための取組を引き続き実施します。

9 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法について-----

平成15年に改正された**エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法**に基づき、従来からの国内の省エネルギー対策、リサイクル対策、特定フロン対策に加え、海外で行われるエネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制事業や、リデュース、リユース事業に対する支援を引き続き実施します。

10 都市再生プロジェクトの推進 -----

首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会では、中長期計画の見直しのための検討を進め、新しい数値目標の設定を行います。また、**京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会**では、中長期計画を踏まえ、進ちょく状況の点検、新たな課題の検討を行うなど、フォローアップを行います。さらに、**中部圏ゴミゼロ型都市推進協議会**では、中長期計画の内容を検討し、策定します。

11 総合的な静脈物流システムの構築に向けた港湾における取組-----

海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、**総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）**の形成を推進します。また、国内の静脈物流システムとも連携を図りながら、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化、品質管理の強化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた取組を推進します。

12 ゼロ・エミッション構想の推進-----

ゴミゼロ型の地域社会づくりに向けて、ゼロ・エミッション構想推進のため「**エコタウン事業**」を推進します。

13 その他の取組について -----

下水道事業で発生する汚泥については、緑農地利用や建設資材利用などによる汚泥の有効利用や、消化ガス利用や固形燃料利用などによるバイオマスエネルギー利用を推進します。

農業集落排水事業においては、処理過程で発生する汚泥についてコンポスト化や建設資材利用等によるリサイクルを推進するとともに、地域の実情に応じて余剰汚泥の減容化を進めます。

さらに、貝殻等の水産副産物を増養殖場の造成に活用するための調査やモデル事業を実施します。畜産業において発生する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「**家畜排せつ物法**」という。）に基づき、適正な処理や保管の徹底とともにたい肥化を中心とした利活用を推進します。

第3節 廃棄物の適正な処理の推進

1 一般廃棄物対策 -----

地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させるため、平成17年度に創設した広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「**循環型社会形成推進交付金制度**」の改善、強化を図ります。

また、市町村が実施する分別収集については、標準的な分別区分や再資源化・処理方法の考え方を示す等、ごみの減量化・再生利用に資する施策への支援を引き続き実施します。

廃ゴムタイヤ等の一般廃棄物の処理については、消費者が新規製品を購入する際等において販売店が廃棄

物を引き取り、可能な範囲で市町村以外のシステムで処理するなどの市町村の処理が適正に行われることを補完するために、製品の製造事業者等と販売店との協力を促進するとともに、引き続き、広域認定制度を活用した製造事業者等による広域的なりサイクルを進めます。また、エアゾール缶等については、事業者が、充填物を容易に排出できる装置をエアゾール缶等に整備していくことを中心とした取組を進めます。

さらに、平成17年9月から開始した生ごみ等の3R・処理に関する検討を引き続き行い、その結果を踏まえた上で、政策手段等を講じていきます。

2 産業廃棄物対策

産業廃棄物問題の根本的な解決に向け、国の役割を強化し、不法投棄等の不適正処理事案の発生の未然防止や廃棄物処理システムの透明性の向上を推進します。さらに、循環型社会の構築に向けて、優良な処理業者の育成や行政における体制整備・対処能力向上を進めるとともに、電子マニフェストの普及促進を行います。

また、適正な産業廃棄物処理施設の整備に関しては、廃棄物処理センター等公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進を図ります。

産業廃棄物の不法投棄防止については、廃棄物処理法による規制を厳格に行い、不法投棄の撲滅に向け断固とした姿勢で臨みます。不法投棄対策を総合的・多角的に進めるため、引き続き、新たな監視手法の研究、地方環境事務所の立入検査等への対応のための体制強化、専門家チームの地方公共団現場への派遣等を行います。さらに、**硫酸ピッチ**の不適正処分の防止については、引き続き、関係機関との連携等を図ります。

平成10年6月以降に不法投棄等された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去等については、引き続き、廃棄物処理法に基づき、支障の除去等を自ら行う都道府県等に対して財政支援を行っていきます。

さらに、**PCB廃棄物**に関しては、**日本環境安全事業株式会社法**（平成15年法律第44号）に基づき設立された日本環境安全事業株式会社が事業主体となって、拠点的な処理施設の整備を進め、全国のPCB廃棄物をPCB特別措置法の処理期限である平成28年7月までに一掃します。

アスベスト廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するために、平成18年の廃棄物処理法の改正に伴い新設された無害化処理認定制度により、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進します。

3 広域処理場整備の推進

近畿圏において、広域処理場（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等）の整備を行います。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備の促進及び埋立ての円滑な実施を図ります。また、首都圏をはじめその他の地域において、広域処理場の確保が必要となった際に、関係地方公共団体間に適切な働きかけを講じられるよう、次期広域処理場のあり方についての検討を実施します。

4 廃棄物の処理における環境配慮等

港湾における廃棄物埋立護岸について、全国25港及び大阪湾において整備を行います。さらに首都圏の建設発生土の有効利用を図るため、海上輸送により全国の港湾整備等において広域利用するスーパーフェニックス事業を広島港、徳島飛行場等において実施します。

第4節 国際的循環型社会構築への取組

1 3Rイニシアティブの推進

2005年（平成17年）4月に開催された3Rイニシアティブ閣僚会合でわが国が発表した「ゴミゼロ国際化行動計画」及び2006年（平成18年）3月に開催された3Rイニシアティブ高級事務レベル会合の成果を踏まえ、

アジア各国との政策対話や事前調査を通じて3R計画/ビジョンの策定支援、3Rに関する技術移転及び3Rに関する研究ネットワークの形成を推進します。

2 有害廃棄物の越境移動の規制

有害廃棄物等の輸出入等の規制を適切に実施するため、バーゼル法及び廃棄物処理法の適切な施行及び運用を行います。

関係法制度等の周知を目的としたバーゼル法等説明会を全国各地で開催します。

また、廃棄物等の不法輸出を水際で防止するため、定期的な意見交換会の開催をはじめとする税関との連携を強化します。

アジア各国に対しては、**有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク**による情報交換を引き続き行うとともに、バーゼル条約事務局と連携し、アジアにおけるE-waste対策を推進します。

中央環境審議会の国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会での議論などを踏まえて、途上国等では適正処理が困難であってもわが国では高度な処理・資源回収が可能な有害廃棄物のわが国への受入れ等、アジア地域の環境負荷低減に資する場合における廃棄物等の輸出入の円滑化を検討します。

第5章 化学物質対策

第1節 科学的知見の充実及び環境リスクの評価の推進

1 化学物質の環境中での残留実態の把握の推進

化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進強化していきます。

2 化学物質の環境リスクの評価の推進

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進します。なお、環境リスクの評価に当たっては、内分泌かく乱作用や複合影響、高感受性や高濃度ばく露集団への影響といった観点も有害性評価に含めた上での実施に向けて取り組みます。

3 化学物質に係る新たな課題への対応

国連環境計画等において地球規模での汚染防止対策が検討されている水銀、鉛、カドミウム等の有害金属について、排出量の把握、環境モニタリング、製品中の有害金属も含めたフローの把握等の調査研究を進めます。

第2節 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

化学物質審査規制法に基づく審査・規制制度を引き続き着実に運用するとともに、化学物質の安全性に関する試験・評価方法の確立等の基盤整備を行います。また、平成17年6月に開始したJapanチャレンジプログラム（官民連携による取組）等を通じて既存化学物質等の安全性点検を一層加速し、収集した情報を国民に対し分かりやすく発信します。

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

PRTR制度については、国、地方公共団体が連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所のデータ開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表を行う等、法に規定された業務を着実に実施し、同制度を引き続き円滑に運用していきます。今後とも事業者への周知に一層努めるとともに、届出対象外の排出源からの排出量の推計の精度の向上を図ります。

MSDS制度については、事業者がMSDSの適切な交付・提供を行うよう、引き続き周知を図ります。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン法の施行

平成17年6月に変更した国の削減計画等に基づき、特定施設に対する規制措置の徹底などを図るとともに、環境中のダイオキシン類の存在状況を常時的確に把握し、環境基準及び規制基準の設定・見直しなどの的確な実施を図るため、都道府県等が行う常時監視結果の取りまとめ・公表を引き続き行います。

一般国民が立ち入ることができ、かつ土壤環境基準を超過した地域に対し、対策地域の指定、対策計画の策定等の必要な措置が早急に講じられるよう、都道府県などに助言します。また、対策計画に基づき都道府県等が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策について、都道府県等が負担する経費への助成を実施します。

このほか、臭素系ダイオキシン類についても、リスク評価実施に向けその毒性やばく露実態に関する知見の収集・整理を行います。さらに、大気、水質等の環境中濃度や、ダイオキシン類を排出する可能性のある施設からの排出実態を把握します。

(2) その他の取組

ダイオキシン類の発生抑制のため、廃棄物等の減量化やリサイクル対策を推進します。

ダイオキシン類の各種環境媒体や食物を通じたばく露などに関する最新の情報を収集し、ダイオキシン法に基づく耐容一日摂取量をはじめとした各種基準などに係る科学的知見の一層の充実を図ります。

排出インベントリーの更新を行うなど、施策の効果を把握しつつ、いまだ明らかになっていない発生源からの排出実態や発生源と環境中の濃度との関連等についての新たな科学的知見をさらに充実させ、必要な対策について検討します。

環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、測定に係る精度管理を推進するため、受注資格審査を行います。また、ダイオキシン類の測定及び分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的検査機関の技術者に対する研修を進めます。

また、簡易測定法について、土壤・底質など排出ガス等以外の媒体についても技術評価を行い、各分野への適用可能性等の検討を進めます。平成17年9月に追加した生物検定法については適用・利用について普及啓発を行います。

環境、生物、人体、廃棄物焼却施設、産業分野等各方面におけるダイオキシン類の汚染状況等について、関係府省の連携の下で実態把握を行います。

港湾においては、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」及び「港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック」に基づき、引き続きダイオキシン類により汚染された底質の除去対策を推進します。

廃棄物の最終処分の適正なあり方について一層の充実を図るため、引き続き埋立地内におけるダイオキシン類の長期的挙動の把握等に努め、必要な措置を講じていきます。

国民に対して、ダイオキシン問題についての理解と協力を得るため、調査研究や技術開発の成果を公開する等、あらゆる機会をとらえ、関係府省が協力して各種取組を進めます。

4 農薬のリスク対策

農薬取締法に基づき、農薬登録保留基準及び農薬を使用する者が遵守すべき基準等について適宜設定等を行うとともに、その基準設定を適切に行うために必要な基礎的知見の集積を図り、農薬登録保留基準の充実に向けさらなる検討を進めます。特に、水産動植物に係る改定農薬登録保留基準について順次基準値の設定を行うとともに、平成18年8月から施行される土壤残留及び水質汚濁に係る改正農薬登録保留基準を円滑に施行するための体制づくりを行います。

また、特定農薬の指定の検討及び農薬使用基準の遵守状況の確認を行っていきます。

さらに、農薬飛散による周辺住民等に及ぼすリスク評価・管理手法の開発調査、農薬の環境中への残留及び生態系への影響を把握するための実態調査、内分泌かく乱作用を考慮した農薬のリスク管理に関する調査研究等各種調査研究を行います。

その他、POPs条約を踏まえ、過去に埋設処理されたPOPs等廃農薬の無害化処理技術の検証調査等を進めます。

5 リスクコミュニケーションの推進

化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニケーションの推進を図るため、PRTR制度や化学物質環境残留実態調査を分かりやすく解説した市民ガイドブック、化学物質ファクトシート、かんたん化学物質ガイドの作成、ホームページによる内分泌かく乱作用、PRTRデータ等に関する最新情報の提供やe-ラーニング機能の提供等を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備に努めるとともに「化学物質と環境円卓会議」といった場の提供、化学物質アドバイザー等を活用した対話を推進します。

第3節 国際動向を踏まえた取組

平成18年2月に採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）について、国内対応の検討を進めます。POPs条約については、国内実施計画に基づく措置を着実に講ずるとともに、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催等により国際協力に貢献します。PIC条約については、引き続き着実に履行します。GHSについては、その実施に向けた取組を着実に進めます。OECDにおける環境保健安全プログラムについては、化学物質安全性試験手法の開発を推進するとともに、OECDの高生産量（HPV）化学物質安全性点検プログラムに対応し、HPVを中心とした化学物質の安全性点検・評価を加速します。

また、EUにおいて導入に向けた作業が進められているREACH規則案について、今後ともEUに働きかけを継続するとともに、情報を収集し、国民や産業界などに向けて発信します。

第4節 国内における毒ガス弾等に対する取組

1 茨城県神栖市における事案について

（1）汚染メカニズム解明調査

地下水モニタリングを継続するとともに、環境基準の450倍の総ヒ素が検出された井戸から南東90メートル地点で発見された高濃度の有機ヒ素を含むコンクリート様の塊を撤去した後の地下水中の濃度変化の解析を行い、汚染メカニズムのさらなる解明を進めていきます。また、発生した汚染土壌、コンクリート様の塊等について、一日も早い本格処理の実現に向けた取組を進めます。

（2）緊急措置事業

対象者に対して、引き続き医療費等の給付及び健康診査を実施します。それにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候や病態の解明を図ります。

2 神奈川県寒川町、平塚市、千葉県習志野における事案について

寒川事案（寒川町）、平塚事案（平塚市）、習志野事案（習志野市、船橋市）における裸地以外の舗装や植栽等の土地については、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した土地改変指針に基づき、毒ガス弾等による被害を防ぐ対策を実施します。

また、地下水から微量のジフェニルアルシン酸等が検出された平塚事案については、今後、ジフェニルアルシン酸等が検出された範囲で、モニタリング調査を実施し、年間を通じてのジフェニルアルシン酸等の濃度変動等を把握し、その後の対策を検討します。

3 その他の事案

その他の事案については、追加的な証言の収集や地歴情報の整理、必要に応じた現地調査や環境調査など、各事案ごとに計画的な調査を実施します。具体的には、平成17年度に行った環境調査等の結果、専門家による評価を踏まえ、対応が必要とされた事案について、18年度に必要な環境調査等の実施を検討します。

4 毒ガス情報センターによる情報収集等

平成15年12月に環境省に設置した毒ガス情報センターにおいて、地方公共団体や関係省庁の協力を得ながら、継続的に情報収集し、集約した情報や一般的な留意事項をパンフレットやホームページ等を通じて周知を図ります。

第6章

自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

第1節 生物多様性の保全のための国家戦略

「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の確保に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、策定から5年後程度を目途に見直しを行うこととされており、見直しに向けた検討を開始します。

また、引き続き第7回自然環境保全基礎調査（平成17年度～21年度）について、「植生調査」、「生態系多様性調査（浅海域生態系調査）」等を実施します。「植生調査」では、自然環境の基本情報である縮尺2万5千分の1の植生図をGISデータとして整備していきます。「生態系多様性調査」では、国内の代表的な藻場・干潟の調査及び調査結果の解析を進めます。

平成15年度より、全国の生態系の変化状況を把握するために試行調査を開始しているモニタリングサイト1000では、引き続き、森林、里地、湖沼、湿地、河川、海岸の生態系タイプごとに調査サイトの配置を進め、適切な調査項目を設定し、試行調査を実施します。

第2節 重要地域の保全と生態系ネットワーク

1 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適正な保全を図るため、引き続き現況の把握やモニタリングを行います。

(2) 自然公園

ア 自然公園の指定、公園区域及び公園計画の見直し

社会条件等の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行います。また、全般的な見直しを終了した公園については、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画の点検を行います。国立公園については、都道府県から申出のある地域について検討を行い、見直し等の作業を進めます。

イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理計画の策定を推進し、**自然公園法**に基づく許可、認可等の適正な運用を図ります。また、国立・国立公園の特別地域において捕獲等に許可を要する動物を指定し、管理の強化を図ります。さらに、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等と連携し、地域密着型の公園管理を行う**公園管理団体**の指定、**風景地保護協定**の締結等を進め、管理体制の強化を推進します。

また、専門的な知識を持ったアクティブ・レンジャーを全国に配置して、現場管理の充実に努めます。

ウ 自然公園における環境保全対策

自然公園等において、太陽光パネルなど自然エネルギーを利用した地球環境にやさしい施設の整備を推進します。

また、荒廃した登山道、周辺の植生の復元のための施設及びシカ等の野生生物の食害等から植生を保護するための施設の整備を実施します。釧路湿原、サロベツ原野等においては、自然再生の取組を引き続き推進します。

国立公園の集団施設地区等については、関係道県及び市町村の協力の下に清掃活動を実施します。また、「自然公園クリーンデー」における各種行事の実施等、美化思想の普及に努めます。

グリーンワーカー事業では、登山道の補修や清掃作業、サンゴ礁の保護対策、外来生物の駆除、湿地の保全、里地里山の維持などを引き続き行うとともに景観法の対応としての景観形成のてこ入れ及びエコツーリズムの支援を推進します。

また、国立公園等の山岳地域等における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・排水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助し、自然環境の保全と利用環境の改善を推進します。すぐれた自然環境を保全していくため、引き続き民有地買上げの推進を図ります。

(3) 鳥獣保護区等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域である生息地等保護区の指定を進め、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ります。

国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要な区域について、国指定鳥獣保護区の指定等を行います。国指定鳥獣保護区の管理については、管理員の配置等を行い、また、必要に応じて、野生鳥獣に関する環境学習等のための施設の整備を行います。

(4) 森林

わが国の森林のうち、すぐれた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行います。また、国有林においては、引き続き貴重な野生動植物の生息地又は生育地の保護、その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林の区域を保護林に設定します。また、入林の影響等により植生の劣化がみられる保護林については、植生の回復のための事業を行う等その適切な保護管理を行います。

(5) 名勝（自然的なもの）、天然記念物、重要文化的景観

日本の動植物種及び生態系を中心とした日本を代表する自然を保全するため、名勝（自然的なもの）、天然記念物の指定、重要文化的景観の選定を行います。また、保存・活用に関する補助制度や現状変更等の許可制度などを活用した文化財の保存を実施します。

(6) ナショナル・トラスト活動

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等の施策を講じます。

2 生態系ネットワーク

生物多様性の確保のため、国土レベルの広域的な生態系ネットワーク形成の推進に向けて引き続き関係各省市で連携を図り、検討を進めます。

国有林においては、野生生物の自由な移動の場を確保するため、保護林のネットワークの形成を図る「緑の回廊」の設定と整備を引き続き推進し、より広範で効果的な森林生態系の保護を推進します。

第3節 里地里山の保全と持続可能な利用

法制度における取組については、平成16年の文化財保護法の改正により、文化財として位置付けられた文化的景観については、引き続き、地方公共団体の申出のあったものの中から特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定するとともに、地方公共団体が行う保存・活用事業を推進します。

事業面では、全国の里地里山の代表的なタイプごとに、里地里山の保全及び再生に取り組むための実践的手法や体制、里地里山の普及啓発・環境学習活動等のあり方について具体的な検討を進めるために、里地里山保全・再生モデル事業調査を行います。また、地域の創意と工夫をより生かした「元気な地域づくり交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進します。また、上下流連携いきいき流域プロ

ジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施するなど、活動に対する支援面でも取組を進めます。

維持・管理については、国立・国定公園において、土地所有者の高齢化等により管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地方公共団体、NPO等と土地所有者等との風景地保護協定の締結を推進するとともに、問題点を整理分析するなど、里地里山の自然環境の保全に取り組めます。また、特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を推進します。森林法では、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を設けており、この制度を活用した国民参加の森林づくりを推進します。

第4節 湿原・干潟等湿地の保全

渡り鳥の集団渡来地など鳥獣の保護上重要な湿地については、国指定鳥獣保護区への指定等を進めます。さらに国際的に重要な湿地については、引き続きラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、その保全と賢明な利用に向けた取組を推進します

干潟及び藻場の生物相を把握するために浅海域生態系調査を継続するとともに、モニタリングサイト1000等においてウミガメ類の調査を引き続き実施します。

平成16年に沖縄で開催された「第10回国際サンゴ礁シンポジウム」において採択された「危機にある世界のサンゴ礁の保全と再生に関する沖縄宣言」を踏まえ、地方公共団体、NPO、専門家などの幅広い関係者と連携・協力し、サンゴ礁保全の取組を総合的に推進します。

第5節 自然の再生・修復

自然再生推進法の円滑な運用を図るため、民間からの相談に適切に対応するための基本的情報基盤の整備、地域における専門家ネットワークの形成及び自然再生に関する情報の収集・提供を引き続き実施します。また、新たな取組として自然再生に携わるNPO等の人材育成を行い、地域の自主的な自然再生の取組が継続されるような体制づくりを推進します。

また、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを目的とし、河川・湿原・干潟・藻場・里山・森林などさまざまな環境を対象に全国で取り組まれている自然を再生する事業を、関係省庁と連携し着実に推進します。あわせて、自然再生を通じた自然環境学習の推進を図ります。

第6節 野生生物の保護管理

1 野生動植物の捕獲・譲渡等の規制、生息・生育環境の整備等 -----

種の保存法に基づき、希少野生動植物種の指定、個体の捕獲・譲渡し等の規制、器官・加工品の譲渡し等の規制を引き続き実施していくとともに、国内希少野生動植物種については、生息地等保護区の指定を推進し、生息・生育環境の保護管理を行います。また、保護増殖事業については、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、ツシマヤマネコ、アホウドリ、タンチョウ、ミヤコタナゴ等の生息環境の改善・整備や繁殖の促進のための事業を推進するとともに、国内希少野生動植物種に指定された種で保護増殖事業を行おうとするものについて、順次新たに保護増殖事業計画を策定します。さらに、野生生物保護センターにおいて絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖事業等を推進します。この中で佐渡島においては、トキの野生復帰に向けて、順化施設の整備を進めるとともに、環境省、農林水産省、国土交通省の連携調査結果を踏まえ、餌資源の確保や営巣木、ねぐら木になる松林の保全を進めます。豊岡においては、引き続き、コウノトリの試験放鳥を継続するとともに生息環境の整備を実施していきます。

国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全・管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図ります。

2 鳥獣の保護管理の推進

(1) 鳥獣保護事業と鳥獣に関する調査研究の推進

鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進します。当該計画の推進に当たっては、人と鳥獣との共存の確保及び生物多様性の保全を踏まえて鳥獣を適切に保護管理することを基本とします。国指定鳥獣保護区においては、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、「鳥類観測ステーション」における鳥類標識調査、ガンカモ科鳥類の生息調査等を引き続き実施します。全国的・広域的な観点から保護管理の方向付けを行う必要性の高い鳥獣について、保護管理のための指針作りを推進します。

(2) 適正な狩猟の推進と農林漁業被害の防止対策

狩猟による事故防止、違法行為の防止の徹底等適正な狩猟を確保するための関係者への指導を行うとともに、狩猟鳥獣の種類の見直し、捕獲禁止又は狩猟制限の見直しに必要な調査・検討を進めます。

環境省、農林水産省、林野庁が連携し、鳥獣被害対策等を推進するため本省や地方ブロックごとにおける連絡会議等を引き続き実施します。また、特定鳥獣保護管理計画等による適切な鳥獣の保護管理を推進するとともに、農林水産業等に被害を与えている鳥獣や、地域的に孤立している個体群の広域的な保護管理のための指針を関係都道府県等とともに検討し、これと連携して、県域をまたがる広域地域を対象に地域参加型鳥獣害情報マップの作成と総合的防除技術体系の確立を推進する事業を実施します。さらに、適正な技術を有する鳥獣管理の中核的な担い手を育成し、将来にわたる鳥獣管理体制の構築を図るため「野生鳥獣管理技術者育成事業」を実施します。さらに、都道府県の特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を引き続き調査・分析するほか、特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施します。

また、野生獣類を本来の生息域へ誘導する手法の開発等の試験研究、侵入防止柵等の被害防止施設の整備、追い払いや捕獲等を実施するための自衛体制の整備を推進し、鳥獣との共生にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を図る事業等を実施します。さらに、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける漁具の強度強化等を引き続き促進します。

(3) 鳥獣保護管理制度の見直し

改正鳥獣保護法の円滑な施行に向けて、新たに導入する狩猟制度及び保護施策の施行に向けての準備作業や、関係者に対する普及啓発を行うとともに、地方公共団体及び関係団体に対して協力を求めています。

(4) 渡り鳥の保護対策の推進

渡り鳥の保護対策としては、生息状況調査を引き続き実施するほか、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルについて、その生息環境を改善し、越冬地を分散するために遊休地の確保等の事業を引き続き実施します。また、渡り鳥の渡来地である湖沼の保全と環境学習等の活用のための拠点施設を国指定宮島沼鳥獣保護区において引き続き整備を進めます。

(5) 鳥類の鉛中毒事故の防止対策

地域を指定しての鉛弾の使用禁止及び無毒の代替弾への切り替え等の措置を引き続き推進するとともに、指定猟法禁止区域について新たな指定を促進します。

(6) 鳥インフルエンザの感染症対策の推進

高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、野生鳥獣の持つ病原体や渡り鳥等の移動経路等に関する知

見を充実させます。

3 水産資源の保護管理の推進

漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、漁獲可能量や漁獲努力可能量の管理を行うほか、保護水面の指定、管理、調査等、「資源回復計画」の作成・実施、外来魚の駆除や漁場の生態系の復元、魚道や産卵場の造成等、シロナガスクジラ等の生態、資源量、回遊等の実態を把握し、資源回復手法の解明に資する調査、ウミガメ（ヒメウミガメ等）、鯨類（シロナガスクジラ等）及びジュゴンの原則採捕禁止等、減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種について、現地調査及び保護手法の検討、サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等を行います。

4 外来生物等への対応

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の指定作業や飼養規制等を継続し、また、外来生物による生態系等への影響が現に生じている地域における防除を進めます。また、外来生物に関する情報のデータベースの構築、効果的な防除手法の検討等を引き続き進めるとともに、外来生物問題についての普及啓発活動を広く推進します。

また、生物の多様性に悪影響を及ぼす可能性が懸念されている遺伝子組換え生物については、それを防止するために、**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律**を的確に運用するとともに、承認された遺伝子組換え生物等に関する情報の提供などを進めます。

5 調査研究等の推進

絶滅のおそれのある野生動植物について生息・生育状況を把握するため、国内希少野生動植物種の現状調査を実施します。また、平成14年度に着手した第2次レッドリスト見直しについては、18年度末の取りまとめを目標にして作業を進めます。

野生生物保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間行事の一環として「全国野鳥保護のつどい」を東京都で実施するほか、小中学校及び高等学校等を対象とした「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催します。

第7節 国土の空間特性・土地利用に応じた施策

1 森林・農地

(1) 森林

森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進します。また、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林の区分である「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに多様な森林づくりを推進します。

自然環境の保全など森林の公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図ります。

治山事業においては、豊かな環境づくりに配慮し、荒廃山地の復旧整備、機能の低位な森林の整備等を計画的に推進するとともに、事業の実施に当たっては、必要に応じて周辺の生態系に配慮する等の対策に積極的に取り組みます。また、特に自然環境のすぐれた地域等において、自然環境の保全、改善効果の高い工法等の開発普及等を図る森林土木効率化等技術開発モデル事業を実施します。さらに、森林病虫害等の防除については、森林病虫害等防除法等に基づき、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの森林病虫害やシカなど

の野生鳥獣による被害防止・防除対策を、環境の保全に配慮しつつ総合的に実施するとともに、環境負荷の小さい防除対策を積極的に推進します。保安全管理水準の維持・向上を図るべき森林については、森林保全推進員等による森林パトロール等の保安全管理活動、防火林道等の整備等を行うとともに、「全国山火事予防運動」の実施等啓発活動を推進します。

国民参加の森林づくりについては、森林ボランティア活動等広範な取組を推進します。

国有林野においては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目し多様な森林の整備を行います。その中で育成複層林・天然生林施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した森林施業を推進します。また、国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動や生物多様性の保全等に対する技術的支援等を積極的に推進します。

(2) 農地

土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき、原則としてすべての事業で、調査、計画の段階から、環境との調和へ配慮しつつ事業を実施します。また、生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進します。また、農村地域に生息・生存する生物の情報を調査・データベース化し、農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させる技術を構築する等、生物多様性を確保するための手法や水路における生きものの環境評価手法の開発を進めます。さらに、農林水産省と環境省が連携・協力して、水田周辺水域（農業水路とため池）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。

農村地域の自然再生活動を、農業・農村の振興に寄与する広がりを持った活動へ発展させるため、「田園自然再生活動コンクール」のほか、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施します。棚田で農業生産活動が行われることにより生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進するほか、農村地域の美しい景観や環境を良好に整備、管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行います。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施します。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、地域の実情に応じ、特定環境保全公共下水道等の整備を進めます。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、エコファーマーの育成等を引き続き進めるほか、自然環境や国土の保全など農業の多面的機能を発揮するため、効果の高い地域の共同活動や農業者ぐるみでの環境負荷の低減に向けた先進的な営農活動への支援策について検討を進めます。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物法に基づき、適正な処理や保管の確保を図ることにより水環境や大気環境への環境負荷の低減並びに有機性資源の循環利用の促進を図るため、より高い環境保全効果を有する家畜排せつ物処理施設の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の特例措置等を講じます。また、未利用資源の利用の促進を図るため、飼料化施設等の整備の推進を図ります。また、都市部の農地においては、緑地としての機能の維持を図るほか、都市住民の交流の場としての活用を図るため、市民農園の整備等を推進します。

2 都市・公園緑地・道路

(1) 都市公園の整備等

都市の防災性の向上、地球環境問題等への対応、豊かな地域づくり等の課題に対応しつつ、都市における緑とオープンスペースを確保し、水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園整備事業」の推進を図ります。国営公園については、全国17か所において整備を推進します。都市の景観形成・環境改善及び防災機能向上のため、緑化の必要性が特に高い地区において多様な公園緑地の整備や公共公益施設の緑化等を行う「緑化重点地区総合整備事業」、埋立造成地等において自然的環境の再生や多様な生物の

生息生育基盤の確保など環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う「自然再生緑地整備事業」等、各種施策に応じた都市公園等の整備を推進します。また、緑の基本計画や景観計画に基づき、水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を総合的に支援する「緑地環境整備総合支援事業」を実施します。また、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を創出するため、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成等を実施し、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与します。

(2) 緑地保全・緑化等の推進

都市における緑地を保全するため、都市緑地法に基づき特別緑地保全地区等の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を推進します。

また、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊緑地保全区域内において、特に重要な部分を構成している緑地は、近郊緑地特別保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を推進します。

さらに、緑が不足している市街地等においては、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進します。

また、緑豊かな生活環境の形成を図る観点から、地域の人々が利用できる緑地を確保し、住民による緑化活動を支援するため、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進します。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

皇居外苑、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑を広く国民の利用に供するため、引き続き施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行います。

(4) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図っています。都市緑化の推進に当たっては、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る各種活動を実施するほか、緑の相談所（都市緑化植物園）都市緑化基金の拡充強化等、運動の一層の展開と定着化を図ります。

3 河川

(1) 河川とダム

河川環境に関する基礎情報の収集整備のため、河川並びにダム湖及びその周辺における生物の生息状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施します。また、自然環境に配慮した河川管理の取組として、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センター等において、河川湖沼の自然環境保全・復元のための研究を実施します。

河川環境管理基本計画の策定を推進し、自然環境の保全に配慮するとともに、地域住民と連携しながら渡り鳥等の生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟などの再生を進めていきます。良好な潤いのある水辺空間の保全並びに形成等を図る「水系環境整備事業」等を実施します。治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境を保全し、環境を改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行う「多自然型川づくり」、河川横断施設とその周辺の改良、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う「魚がのぼりやすい川づくり」を進め、全国の河川において魚類の生息環境改善を実施します。また、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境に配慮した災害復旧を実施します。

都市再生本部において、第三次決定プロジェクトに位置付けられた「水循環系の再生」については、河川の再生（河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等）、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進することによりその再生を図ります。

ダム貯水池において整地、法面保護、緑化対策等を行い、ダム湖の活用や親水性の向上を図ったり、ダム下流の河川環境の回復を図るため、「水系環境整備事業」を実施します。

(2) 砂防設備周辺等

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、里地里山などの多様な自然共生型の砂防事業を推進します。また、土砂災害の防止とあわせて、すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間等の生活環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系の回復等を図り良好な溪流環境の再生や歴史的価値を有する砂防設備の活用を踏まえた周辺環境整備など、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開します。さらに、山麓斜面が市街地に隣接する都市においては、山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成等を実施し、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与します。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を推進します。

(3) 総合的な土砂災害

河川環境等の面から土砂移動について配慮が必要であり、山地部から海岸までの土砂の運動領域を「流砂系」という概念でとらえ、ダム堆砂の進行、河床低下、海岸侵食等の土砂管理上の問題が顕在化している流砂系において、砂防、ダム、河川、海岸の各領域が連携を図り、土砂の量と質に関するモニタリング等の取組を実施します。

4 海岸・港湾・海洋

(1) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

海水交換機能を有する防波堤、水産動植物の生息、繁殖が可能な防波堤等の整備並びに砂浜の再生に資する漁港の整備など、自然調和・活用型の漁港漁場づくりを積極的に展開します。

港湾においては、過去に劣化・喪失してきた自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいくことが不可欠です。そのため、港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図ります。

汚泥その他公害の原因となる物質の除去、覆砂による水質・底質の改善に取り組みます。また、港湾整備により発生するしゅんせつ土砂等を活用して、多様な生物の生息地である干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出を計画的に行います。これらの実施に当たっては、自然環境の不確実性等を考慮し、事業実施段階及び供用段階における継続的なモニタリングの結果を事業計画等に随時フィードバックさせる順応的管理手法の導入を図ります。加えて、平成13年12月の都市再生プロジェクト第三次決定「臨海部における緑の拠点の形成」については、大阪湾尼崎臨海部、同堺臨港部における大規模緑地の創出を推進します。そのほか、ゴミの投棄、油の流出などの水環境や景観に悪影響を及ぼす放置艇の解消を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定により規制措置の強化に取り組むとともに、既存の静穏水域等を活用した簡易な係留・保管施設（ボートパーク）等の整備を推進します。また、港湾は豊かな自然環境が残された静穏な水域であることから、海辺の自然環境を生かして自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」等の取組を推進します。

(2) 海岸における環境の整備

砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上もすぐれた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を実施します。

第8節 飼養動物の愛護・管理

動物愛護管理法に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養などの動物愛護に関する事項の実施及び動物の適正な管理を図ります。

改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用を図るため、必要となる基準等の策定及び改定を検討します。また、動物愛護管理施策を総合的に推進するための基本指針を策定するとともに、都道府県等が策定する推進計画の策定マニュアルを作成します。

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間（9月20～26日）に国及び地方公共団体においてその趣旨にふさわしい行事の実施、動物愛護管理功労者の表彰や動物の愛護や適正飼養を啓発するポスターの作成及びそのデザインのコンクール等により総合的な普及啓発を実施します。

多種多様な家庭動物が飼養されている一方、飼養放棄等により都道府県等において引取りや収容される動物が後を絶たないことから、これらの動物の譲渡及び返還を推進するためのインターネット等を活用した広域的なデータベース・システムの普及を図ります。

また、マイクロチップ等による個体識別措置の普及啓発を図るため、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術講習会を平成17年度に引き続いて実施するとともに、個体識別データに関するデータベース・ネットワークの整備を図ります。

家庭動物の重要性が高まる一方で、不適正な飼養や取扱いによるトラブル等が顕在化しており、飼い主や動物販売業者に対して動物の適正飼養を周知徹底する必要があることから、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施するとともに、講習会の資料として感染症の予防に関する説明マニュアルを作成します。

第9節 自然とのふれあいの推進

1 自然とのふれあいの確保

(1) 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「自然とふれあうみどりの日の集い」（4月29日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種の活動を実施します。また、「自然に親しむ運動」の中心行事として伊勢志摩国立公園（三重県志摩市）において、第48回自然公園大会を開催します。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施するとともに、利用者指導の充実を図ります。また、地方環境事務所等においてパークボランティアの養成及びその活動に対する支援を行います。さらに、自然解説活動における指導者育成のため、ビジターセンター等の職員の研修を実施します。

また、国立公園等において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」として、各種自然保護活動等を体験してもらうことにより、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供します。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める森林倶楽部（森林ふれあい推進事業）等を実施します。

国営公園においては、専門講師やボランティア等による自然ガイドツアーや、環境・自然をテーマに体験活動型のイベントを開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供します。

(2) 必要な施設の計画的な整備

国立公園及び国定公園等において、自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める国民のニーズにこたえ、安全で快適な利用を推進するため、必要な施設の計画的な整備を実施します。

ア 国立公園の整備

国立公園における風致を維持する必要性が高い地域の公園事業、集団施設地区に係る公園事業、自然再生事業及び貴重な動植物の保護のための公園事業等を実施します。

イ 国定公園等の整備

国と地方の協力のもとで、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進するため、地方の行う国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備を支援します。

ウ 森林の多様な利用の推進

都市近郊等における保健保安林等の指定を推進し、安全快適な利用の促進を図るための施設整備につき助成する等のほか、保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を推進します。また、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等につき助成します。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用とモデル学校林の設定等を推進するとともに、教育関係機関と連携して子どもたちの入門的な森林体験活動を促進する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施します。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の導入を図るとともに、森林所有者と利用者との里山林利用協定等の締結の促進、利用活動の立上げ支援や森林の保全・整備・利用活動を推進します。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力を生かしつつ、利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行うとともに、利用者にレクリエーションの森の整備等への協力を求める「森林環境整備事業」を推進します。また、スポーツ施設、保健休養施設等の総合的な整備により、人と森とのふれあいの場を創造するヒューマン・グリーン・プラン、及び家族等が気軽に自然とふれあえる場を提供する「森林ふれあい基地づくり整備モデル事業」を推進します。さらに、フィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」や国民が中心となった森林の整備等の活動の場として「ふれあいの森」等の設定を推進するとともに、貴重な環境指標であり、次世代に残すべき遺産として選定した国有林野内の代表的な巨樹・巨木100本（「森の巨人たち百選」）の保護を図るための地域の取組に対する支援を行います。

エ 独立行政法人国立青少年教育振興機構

（独）国立青少年教育振興機構の施設整備及び事業の充実を図ります。

オ 海岸などへのふれあい施設

海と緑の豊かな海岸環境を確保する白砂青松の創出を実施し、また、自然と共生し、生物の豊かな生息環境を保全・創出するために生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟等の保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を実施します。

カ 河川等へのふれあい施設

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するための諸施設の整備を「水系環境整備事業」等により行います。カヌーポートや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図ります。

(3) エコツーリズムの推進

エコツーリズムの普及・定着を図るため、引き続き5つの推進方策に取り組むとともに、国立公園内（1地区）におけるエコツーリズムの推進調査、全国2地区における全国エコツーリズムセミナーの開催等を行います。

2 都市と農山漁村の交流

グリーン・ツーリズムの普及を図るため、関係各省と連携しつつ、都市住民の農山漁村情報に接する機会拡大、都市と田舎の出会いの場の設定や地域資源を活用した交流拠点の整備等を総合的に推進します。

3 温泉の保護と利用

温泉法の施行に当たり、温泉源の保護と温泉の適正かつ効率的な利用の増進を図るため都道府県等に対し適切な助言を行います。また、温泉の公共的利用増進のため、保健、休養等に適した温泉地を国民保養温泉地に指定します。

第10節 自然環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

1 生物多様性の保全

「新・生物多様性国家戦略」に基づき、引き続き「**生物の多様性に関する条約**」の国内外での実施促進を図ります。また、遺伝子組換え生物の利用による生物多様性への悪影響を国際的に協力して防止するために、**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律**の運用等により、**カルタヘナ議定書**を的確に実施します。

ワシントン条約については、締約国間の適切な条約運用に向けての取組とともに、種の保存法の適切な運用等により、関係省庁間の協力の下に国内におけるより効果的な条約の履行体制の強化を図っていきます。

ラムサール条約については、引き続きアジア諸国の加盟促進に努めるとともに、湿地管理に関する人材養成や調査研究への協力など、アジア地域の重要な湿地の保全のため、同地域における協力体制の一層の強化を図ります。

アメリカ、オーストラリア、ロシア、中国及び韓国との二国間の**渡り鳥等保護条約**等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のための共同調査を引き続き推進するとともに、会議の開催等を通じて情報や意見の交換を行います。

また「**アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略**」の成果を踏まえ、WSSDタイプ2パートナーシップに基づく東アジア - オーストラリア地域の渡り性水鳥の保護とその生息地保全に関する地域的な枠組みの構築に向けて取り組みます。

平成15年10月に中国との間で策定された、トキ保護協力に関する基本的な枠組みである「**日中共同トキ保護計画**」に基づき、繁殖協力などを積極的に推進します。

国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)の議長国として、メキシコにおいてICRI総会及び国際熱帯海洋生態系管理シンポジウムを開催するなどし、国際的なサンゴ礁保全において、中心的な役割を果たしていきます。

2 森林の保全と持続可能な経営の推進

森林原則声明、アジェンダ21等を踏まえ、世界の森林の保全と持続可能な経営の推進を目指し、**国連森林フォーラム (UNFF)**が有効に機能するよう、国際的な検討に積極的に参加し、IPF / IFF行動提案の着実な実施を目指すとともに、**アジア森林パートナーシップ (AFP)**、森林法の施行及びガバナンス (FLEG) の関係会合等を通じた地域的取組の推進、**国際熱帯木材機関 (ITTO)**、**国連食糧農業機関 (FAO)**等の国際機関を通じた協力の推進、**国際協力機構 (JICA)**、**国際協力銀行 (JBIC)**等を通じた二国間の技術・資金協力の推進、**熱帯林の保全等に関する調査・研究の推進**、**民間団体の活動の支援による国際協力の推進**等に努めます。特に、持続可能な森林経営を脅かす要因として国際社会で関心が高まっている違法伐採問題に対し、政府調達等を通じた対策を実施します。

3 砂漠化への対処

「**砂漠化対処条約**」に関する国際的動向を踏まえつつ、アジア地域における活動を含め、同条約に基づく取組を進めます。具体的には、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化の評価と早期警戒の研究や、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査等を進めます。また、二国間協力や、民間団体の活動支援等による国際協力の推進に努めます。

4 国際的に高い価値が認められている環境の保全 -----

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき世界遺産一覧表に記載された知床、白神山地及び屋久島の世界自然遺産について、適正な保全を推進します。特に、平成17年7月に登録された知床については、海域管理計画の策定など登録に際して世界遺産委員会から勧告のあった事項について適切に対応し、同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めていきます。

さらに、南極地域の環境保護の促進を図るため、観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を用い、南極地域の環境保護に関する普及啓発を行うなど、「環境保護に関する南極条約議定書」及びその国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律の適正な施行を推進します。また、平成17年6月の南極条約協議国会議で採択された環境上の緊急事態に対する責任について定めた議定書附属書について、これに対応した国内制度等についての検討を行います。また、南極地域における基地等が周辺環境に与える影響をモニタリングする計画を立案するように各国に義務付ける南極条約協議国会議勧告が、2～3年後に発効する見込みであるため、モニタリングの実施に必要な技術指針の作成を始めます。

第7章

各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

国の各府省の予算のうち環境保全に係る予算について、環境省において見積り方針の調整を行い、引き続き環境保全経費として取りまとめます。

2 政府の対策

(1) 環境基本計画の方向に沿った施策の展開

平成18年4月7日に閣議決定された第3次となる環境基本計画に沿って、環境教育・学習や地域コミュニティ再生を通じた環境保全の人づくり・地域づくりのための施策や、50年先を見通した超長期ビジョンの策定、長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法の基盤の整備等を進めていきます。また、環境基本計画に掲げられた国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される取組の促進や、参画・協働の推進等により、多様な主体との協調・連携を推進するとともに、計画の実効性の確保に資するため、指標を活用していきます。

(2) 政府の環境管理システムの導入

関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、通常の経済主体としての活動分野と、環境に影響を与え得る政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進します。また、環境配慮の取組をより一層充実させるため、環境配慮の実施状況の点検及び点検結果の反映の仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を充実していきます。

(3) 適正な国土利用の推進

国土の利用が国土利用計画に掲げる基本方針に沿ったものとなるように、安全で安心できる国土利用、自然と共生する持続可能な国土利用、美しくゆとりある国土利用、の観点から環境保全と美しい国土の形成などに必要な措置を講じます。また、次期全国計画と国土形成計画（全国計画）との一体的な策定に向け、平成17年9月に国土審議会に計画部会を設置し、計画の見直しについて審議が行われているところですが、この審議において、今後の国土利用のあり方等について検討を行うこととしており、平成19年中頃を目途に計画を策定することとしています。

第2節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

1 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律について

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針に沿って、各府省において施策を推進します。学校においては、各教科、総合的な学習の時間等を活用して、環境教育をさらに充実していきます。また、エコスクールや学校エコ改修事業の枠組みを活用するほか、新たに総合的な学習の時間におけるNPO等の外部人材の活用推進事業を実施します。また、環境に配慮した学校施設を整備するとともに、その施設が環境教育に活用されるよう施策を推進します。地域においてさまざまな場や機

会を提供するとともに、人材の育成を図ります。家庭における環境保全活動をインターネット等を通じて支援します。また、官公庁、民間企業等の職場における環境教育が充実するよう取組を進めます。さらに、関係省庁が連携して、民間による人材認定等事業の登録制度を運用し、登録された事業について広く情報提供します。

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・環境学習の推進

より幅広い主体が連携し、体験を重視した場や機会を広げながら、表7-2-1をはじめとした環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していきます。

(2) 国際的な取組の推進

日中韓三カ国における環境教育関係者により構築された日中韓環境教育ネットワークの第7回ワークショップ・シンポジウムをわが国において開催し、環境教育・環境学習の推進について有意義な意見交換等に努めます。また、三カ国共通の子どものための環境教育教材を作成します。

3 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境保全のための活動の推進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

環境省では、引き続き環境カウンセラーの登録を促進するとともに、個々の環境カウンセラーの詳細な活動実績等を公表し、環境カウンセラー登録制度の一層の普及を図ります。

(独)環境再生保全機構が所管する「地球環境基金」において、引き続き、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成、セミナーの開催、調査研究等民間団体による環境保全活動を促すための事業を行います。

さらに、森林ボランティアをはじめとした広範な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業を実施します。特に、里山林や都市近郊林については、保健・文化・教育的利用の場として保全・整備・利用するための地域の主体的な取組を推進します。

イ 各主体間のパートナーシップの下での取組の促進

環境省では、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシッププラザ」及び地域における環境保全活動の拠点として平成18年度に新たに2か所に整備する「地方環境パートナーシップオフィス」を拠点としてパートナーシップの促進を図ります。

また、広くNGO・企業等の政策への提言等を受け、すぐれた提案についてはモデル事業化するなど、引き続き、パートナーシップによる政策の企画立案に努めます。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

内閣府では、環境と調和した国民生活の形成促進のため、省資源・省エネルギーに関し、各種の普及啓発活動等を実施するとともに、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動等をモデル的に支援し、その成果を広く全国に普及し、定着を図ります。また、内閣府、経済産業省及び環境省では、都道府県や事業者等と連携し、消費者に対して環境にやさしい買い物の実践を呼びかける全国キャンペーンを引き続き実施します。

4 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

2005年(平成17年)から始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、わが国における実施計画に基づき、多様な主体とともに、関係府省が緊密に連携して関連施策を推進します。特に、普及啓発、地域における取組支援、高等教育機関における取組等を重点的に進めます。また、国際的な協力をさまざまなレベルで進めます。

表7-2-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	環境教育リーダー研修基礎講座	文部科学省 環境省	継続 教員及び地域の活動実践リーダーを対象に環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習を推進。
	森林環境教育の推進	農林水産省 文部科学省（一部）	継続 森林体験学習等の指導者や企画運営者の研修、森の子らぶの受け入れ体制の整備、学校の整備・活用とモデル学校の設定等の条件整備を実施。
	環境学習フェア	文部科学省	継続 環境教育担当教員の資質向上のため、環境学習フェアを開催。
	海辺の達人養成講座	国土交通省	継続 18歳以上を対象にした海辺やみなど楽しく安全に活動するための十分な知識と技量を兼ね備えた指導者の育成を実施。
	環境体験学習人材育成支援事業	環境省	新規 大学等の教育機関やNPO等の民間団体の連携により指導者等高度な環境体験活動促進に係る人材の育成を行う。
	自然環境保全活動に関する人材育成	環境省	継続 自然公園指導員に対する研修の実施、パークボランティアの養成、自然解説活動指導員の育成等を実施。
プログラムの整備	環境教育実践普及事業	文部科学省	継続 環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)モデル校や環境教育推進モデル地域を指定するなど、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果を全国へ普及。
	地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業	環境省	継続 児童・生徒が、地球温暖化問題の重大性を正しく認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が「習慣」として実行できるようにするため、学校向け学習教材を作成するとともに、教材を有効に活用するためのモデル授業を行う。
情報提供	環境教育・環境学習に関する総合的な情報提供	文部科学省 環境省	継続 環境教育・環境学習に関する多様な情報を収集し、インターネットで幅広く提供する総合的なデータベースを公開・運用。
	消費者の自主的活動の推進	経済産業省	継続 消費者の自主的活動の推進。
	交通エコロジー教室の開催	国土交通省	新規 交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるための事業を実施する。
	海洋環境保全教室の開催	国土交通省	継続 海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。
	海洋環境保全講習会の開催	国土交通省	継続 海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。
	気候講演会	国土交通省	継続 国民への知識の普及・啓発を目的に、地球温暖化等の気候問題の科学的背景やその影響についての講演会を実施。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	継続 市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止月間」における各種キャンペーン、全国上空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	水環境保全に関する普及啓発事業	環境省	継続 河川における水生生物による水質調査の実施、身近な水辺の整備等の水環境の保全に関する普及啓発の実施。
	化学物質に関するリスクコミュニケーション	環境省	継続 化学物質に関する正確な情報について「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「エコ調査を読み解くための市民ガイドブック」、「かんたん化学物質ガイド」、「化学物質ファクトシート」等の作成・公表やホームページの整備を通じた情報提供等の実施。
	場や機会の拡大	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省
エコスクールパイロット・モデル事業		文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	継続 太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)のモデル的整備を推進。(平成17年度:101校認定)
「子どもの水辺」再発見プロジェクト		文部科学省 国土交通省 環境省	継続 子どもたちの自然体験活動の場として河川利用を促進。
自然再生事業対象地の環境学習への活用		農林水産省 環境省	継続 各地で取組が開始される自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
子どもパークレンジャー事業		文部科学省 環境省	継続 子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施。
豊かな体験活動推進事業		文部科学省	拡充 「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定するとともに、新たに命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を実施。
国立青少年教育施設における環境学習事業		文部科学省	継続 独立行政法人国立少年自然の家などの国立青少年教育施設において、青少年の環境学習に資する事業を実施。
森林を活用した長期体験活動の促進及び普及		農林水産省	新規 森林を活用した長期体験活動の実態把握と調査結果の分析を通じた活動プログラムの開発や普及啓発を実施。
遊々の森		農林水産省	継続 国有林のフィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定を推進。
森林環境教育窓口設置		農林水産省	継続 自然体験等に関する幅広い相談に応じるため、森林環境教育に関する相談窓口を全国の森林管理用・署に設置。
学びのモリの推進		農林水産省	継続 子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設整備を実施。
地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業		農林水産省	新規 植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。
海辺の自然学校		国土交通省	継続 港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を推進。
水辺の楽校プロジェクト		国土交通省	継続 川を活かした環境教育の推進を図るため自然環境あふれる安全な水辺を創出。
子どもの水辺サポートセンター		国土交通省	継続 ライフジャケットの貸し出しなど、水辺での活動の推進や水資源問題の啓発を実施する「子どもの水辺サポートセンター」を開設。(http://www.mizube-support-center.org/)
環境学習の拠点となる都市公園等整備事業		国土交通省	継続 国営公園における環境学習に資するフィールドの整備、自然環境の保全、環境学習プログラムの提供や地方公共団体による身近な自然とふれあう環境ふれあい公園の整備等を推進。
世界子ども水フォーラム・フォローアップ		国土交通省	継続 子どもたちが水に関わる諸問題について継続的に考える場を提供。
我が家の環境大臣事業		環境省	継続 家庭における環境保全活動・環境教育がさらに推進されるよう、「エコファミリー」、「我が家の環境大臣」の任命、及びエコライフに関する情報、教材、体験の機会等をインターネットを活用しつつ広く提供する。
こどもエコクラブ事業		環境省	継続 子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
学校等エコ改修と環境教育事業		環境省	継続 学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。
EXTEND2005身近な野生生物の観察事業		環境省	継続 生態系を視野においた化学物質問題への取組の一環として、地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を支援する事業を実施。
国立公園等の施設整備		環境省	継続 国立・国定公園等の歩道、キャンプ場等の基幹的利用施設、高度な自然学習や自然探勝のフィールド、エコミュージアム等の整備を推進。

5 環境研修の推進

環境調査研修所では、環境行政の新たな展開や地方公共団体等からの研修ニーズに対応し、各研修において内容の充実を図ります。

行政研修においては、産業廃棄物対策へのニーズの高まりに対応し産業廃棄物対策研修（いわゆる「産廃アカデミー」）を年2回の開催とします。

国際研修においては、第6回日中韓三カ国合同環境研修を、中国において協同開催し、三カ国の環境行政担当者のネットワーク形成、相互理解の推進を図ります。

分析研修においては、ダイオキシン類環境モニタリング研修（簡易法）を実施します。

第3節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

1 経済的措置

(1) 経済的助成

事業者の公害防止施設整備等の一層の促進を図り、公害防止の実効性を確保するため、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫等より融資を行います。

また、都市における緑地の整備等各種の公害防止のための事業助成を引き続き推進するほか、中小企業が円滑に公害防止を実施できるよう指導・相談、技術開発に係る助成等の充実を図ります。

ア 環境保全事業の助成

(ア) 日本政策投資銀行

廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の総合的な促進による廃棄物・リサイクル対策、低公害車等の普及促進、ダイオキシン類の適切な排出削減、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の促進等の公害防止対策に係る融資施策を引き続き講じます。

(イ) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業費、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）による事業者負担金に対する融資を行います。

(ウ) 政府関係中小企業金融機関

廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の総合的な促進による廃棄物・リサイクル対策、ダイオキシン類の適切な排出削減、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の促進等の公害防止対策に係る融資施策を引き続き講じます。

(エ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業に対して引き続き融資を行います。また、都道府県等中小企業支援センターと連携し、各種リサイクルや化学物質の安全管理等の環境問題に対処していく上で有用な情報の提供や相談事業を行います。

イ 税制上の措置等

平成18年度の税制改正措置等のうち主なものは、以下のとおりです。

自動車の低公害化、低燃費化の促進を図るため、次のような措置を講じます。

- ・自動車税のグリーン化について軽減対象を重点化した上で延長します。
 - ・一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、対象を重点化した上で延長します。
 - ・車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たし、かつ、排出ガス性能に優れた自動車に係る自動車取得税の特例措置を創設します。
 - ・排出ガス規制に適合した特定特殊自動車（オフロード車）の固定資産税の軽減措置制度を創設します。
- バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加します。

廃棄物・リサイクル対策の推進を図るため、

- ・再商品化設備等に係る特別償却制度について対象設備の見直しを行ったうえで延長します。
- ・廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について対象装置等の除外、特例率の縮減を行ったうえで延長します。
- ・廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長します。
- ・アスベスト廃棄物処理用設備に係る特例措置を拡充します。

公害防止対策の推進を図るため、

- ・公害防止用設備の特別償却制度について対象設備の見直しを行ったうえで延長します。
- ・固定資産税の課税標準の特例措置について対象施設等の除外、特例率の縮減を行ったうえで延長します。

(2) 経済的インセンティブ

環境への負荷に経済的負担を課すことを通じ、環境負荷低減へのインセンティブを与える手法については、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、都市・生活公害対策、廃棄物の抑制などの分野に応じ、その適切な活用について検討します。

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係るさまざまな政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題です。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づく基本方針において、国等の機関が特に重点的に調達を推進すべき物品等として定めている特定調達品目及びその判断の基準については、環境物品等の開発・普及の状況や科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしています。このため、学識経験者による検討会を設けているほか、平成18年度からは、重点的に検討する品目に分科会を設け、品目のさらなる拡充及び基準の強化を図ります。

国等の各機関では、基本方針に即して毎年度各機関の業務の実情に応じて、特定調達品目ごとの具体的な調達目標、各機関が独自に調達する環境物品等の種類と調達目標、各機関における調達推進体制、調達方針の対象範囲等を定めた調達方針を作成、公表し、これに基づいて環境物品等の優先的調達を推進するほか、年度終了後にはその調達実績の概要を公表します。

地方公共団体におけるグリーン購入のさらなる推進のため、取組が遅れている市区町村向けのマニュアルを作成するなど、取組の普及・促進を図ります。

また、将来的に政府調達の対象になり得る省エネルギー型の革新的な製品の開発に対する補助を行います。

(2) 環境ラベリング

購入者が、製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベリングその他の手法による情報提供を進めるため、わが国唯一のタイプI環境ラベル（ISO（国際標準化機構）14024準拠）であるエコマーク制度について一層の充実を図るとともに、国際的な動向を踏まえながら、エコマークと諸外国、特にアジアの環境ラベル制度との相互認証の促進を図ります。また、グリーン購入の取組を促進する民間団体による情報提供の取組を促進します。さらに、事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う情報提供の状況を引き続き整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制のあり方について検討します。また、購入者に対して製品やサービスの環境情報を定量的に開示するタイプIII環境ラベルであるエコリーフについて、一層の普及促進を図ります。

(3) ライフサイクルアセスメント（LCA）

資源採取から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の環境負荷について、製品相互間の比較評価をするた

め開発したライフサイクルアセスメント（LCA）手法について、その手法の適用に関する課題の整理を進めながら、製品やサービスに起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を分かりやすく消費者に提供する「商品環境情報提供システム」の本格的な運用を開始し、さらにシステムの充実・改善を図ります。また、消費者を対象に、LCA手法について配慮された商品の普及・啓発を推進します。

LCA評価手法を活用して、具体的な製品を対象に環境配慮設計の導入支援を通じて環境配慮型製品（エコプロダクツ）の開発・市場拡大を促進します。

（４）標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、環境配慮製品の市場の創出・拡大を図るため、「環境JISの策定促進のアクションプログラム」に沿って、3R（リユース、リデュース、リサイクル）・環境配慮設計・地球温暖化対策・有害物質対策・環境汚染対策に資する規格の制定・改正に取り組むほか、グリーン購入を行う消費者等の意見を反映して規格のさらなる活用促進の展開を行います。

（５）環境適合設計

製品の設計段階において、製造から廃棄に至るまでを見通して環境負荷の低減を図るとともに、長寿命化なども視野に置いた対応を図ろうとする環境適合設計について、ISO/TR 14062を参考に日本企業のこれまでの経験を生かしながら、ISO及びIECにおける検討に参加し、貢献するとともに、その幅広い普及を図っていきます。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

（１）環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムの導入を幅広い事業者に広げていくため、ISO14001（平成16年改訂）について、環境マネジメントシステム構築融資制度等の支援を行い、取得の促進に努めます。

（２）環境パフォーマンス評価

事業活動における環境への負荷の状況や環境対策の状況を適切に評価するため、これまでの調査研究成果を踏まえ、環境パフォーマンス指標ガイドラインについて、その充実を図ります。

（３）環境会計

総合的な環境会計ガイドライン（平成17年2月環境省改訂）等を通じて、環境会計手法の一層の普及促進を図るとともに、発展途上にある環境会計の手法確立に向けて、国内外の研究成果や先進的な実務動向を踏まえた調査を進めます。また、国際的な環境会計の枠組みの形成に向けた議論への積極的な参画などを通じ、環境会計の普及拡大に貢献します。

（４）環境報告書

さまざまな事業者に**環境報告書**の作成、公表を促進するため、ガイドラインの普及や表彰制度、データベースの提供などを通じた取組支援を引き続き行っていくほか、環境報告書ガイドライン等について国際的な連携の強化を図っていきます。

また、平成17年4月に施行された環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律に基づいて、環境報告書の作成・公表の普及促進と事業者、国民による環境報告書の利用促進のための施策を推進します。さらに、環境報告書の普及促進や情報内容の充実など環境報告書の質の向上を図るため、環境報告書の自己評価や第三者審査などの自主的な取組の推進を図ります。

（５）中小企業の環境配慮への取組の促進

中小規模の事業者などが環境マネジメントシステムの導入に向けた取組を始めることを促す手段として、低利融資、研修をはじめとする取得促進のための支援、中小企業向けの環境配慮ツールである「エコアクション21」や小規模事業者向けの「環境大福帳」について、さらに幅広い事業者への普及促進を図ります。

(6) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等に関する国際規格（ISO14064-1～3）が、平成18年3月1日付けで発行されことを受け、事業活動における温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等の適正化のため、これらの国際規格を基にしたJISを制定します。

4 環境に配慮した投融資の促進

環境に配慮した事業者に対する投資の普及促進を図り、融資を通じて事業者の環境に配慮した事業活動を促進するため、金融機関も含めた事業者への情報提供や普及啓発を行っていきます。

(1) 市場への環境配慮の織り込み

民間主体による環境投資を促進していくため、環境報告書や環境ラベル等の普及促進による環境に配慮した事業活動や商品等の情報提供の拡大などにより、環境情報の利用を促進し市場の中で環境配慮の取組が適切に考慮されるように努めます。

(2) 環境投資の促進のための環境整備

環境投資の促進のための環境整備を図るため、環境報告書の公表や環境会計への取組など企業における環境に配慮した事業活動の促進、環境ビジネスの振興など環境投資の促進と関連する社会資本の整備、グリーン購入など需要面からの環境投資の促進、シンポジウム等による環境配慮型融資や社会的責任投資（SRI）等の普及促進など、環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組みづくりに引き続き取り組めます。

また、環境に配慮した設備投資の促進に向けて、企業等の設備投資における環境への取組に対する評価手法について検討します。

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境への負荷の少ない、持続可能な社会経済システムを構築すること、すなわち、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境が良くなっていくような関係である「環境と経済の好循環」を目指して、地域発での環境と経済の好循環の創出を図るモデル事業や新たな温暖化対策ビジネスの起業支援等による環境ビジネスの育成・振興、環境報告書の普及をはじめとした環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む企業が社会や市場から高く評価されるような条件整備、環境技術実証モデル事業等による環境技術の普及や商業化の促進や環境技術開発の促進などの取組を進めます。

また、地域における企業、NPO、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」、企業がこれまで製品としていたものをサービス化して提供する「グリーン・サービサイジングモデル事業」を発掘し、その展開を支援します。

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 物の生産・販売・消費・廃棄

ア 全般的な取組

事業活動への環境配慮の織り込みを深めるため、環境マネジメントシステムや環境会計の導入、環境パフォーマンス評価、LCAの実施について検討を行うなど、引き続き調査研究、情報提供を行います。

環境保全型製品の普及促進については、製品のライフサイクルの観点を盛り込んだエコマーク制度について、製品の環境情報を消費者に提供することも含め、引き続き推進します。

また、ISOにおける標準化等国際的動向を踏まえつつ、製品の定量的な環境負荷に関する情報を提供する環境ラベルのあり方について、引き続き検討を行います。

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物の発生抑制、適正なりサイクル及び適正処理を進めます。

イ 農林水産業における取組

たい肥等による土づくりを通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を推進するため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対する金融・税制上の支援措置や環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行います。

また、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進します。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物法に基づく適正な処理や保管の確保とともに、たい肥化による農業利用やエネルギー利用等の一層の推進を図ります。

さらに、自然環境や国土の保全など農業の多面的機能を発揮するため、効果の高い地域の共同活動や農業者ぐるみでの環境負荷の低減に向けた先進的な営農活動への支援策など、その基盤となる農地・水・環境の保全と質的な向上を図るための検討を進めます。

林業においては、育成複層林施業等の森林整備を促進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理に努めるほか、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図ります。

水産業においては、つくり育てる漁業を推進するため、沿岸域の藻場・干潟の造成、底質改善、環境との調和に配慮した種苗放流等を実施します。また、持続的養殖生産確保法に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画策定のための取組を促進するとともに養殖漁場環境の改善に関する各種調査技術開発、実用化及び推進情報の収集に関する事業を実施します。さらに、漁協等による「資源管理型漁業」を一層推進することにより、各地域の多種多様な漁業実態に即した水産資源の適切な保存・管理と持続的な利用を図るための事業を実施します。

ウ 製造業・流通業における取組

食品産業に対しては、生産段階では、環境に係る情報の提供、環境自主行動計画の策定及び円滑な実施を促すための普及啓発を行います。流通段階では、外食店舗における食品残さの高度利用を促進するため、炭化機器等の使用による一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を推進します。また、容器包装リサイクル対策を行うとともに、食品リサイクル法やすぐれた取組事例等に関する普及啓発、食品廃棄物を含むバイオマスの利活用推進を図ろうとする地域に対する食品リサイクルシステムの構築及び食品リサイクル施設の導入を図ります。

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、建築物のライフサイクルに対応した評価ツールの整備に加え、街区レベルでの環境性能評価システム等の開発・普及を推進します。

（２）エネルギーの供給と消費

環境への負荷の少ないエネルギー供給構造の形成、エネルギー消費効率向上に向けた取組を進めるとともに、大気汚染防止法等に基づいた汚染物質排出等に係る規制措置を適切に実施します。

環境への負荷の少ない新エネルギーの導入拡大を図るとともに、2010年度における新エネルギーの導入目標（原油換算で1,910万kl）を達成するため、太陽光やバイオマス等新エネルギーの技術開発・導入促進及び環境整備を積極的に推進します。また、民間事業者や地方公共団体等が新エネルギー設備を導入する際の補助を通じた導入促進等の支援措置を講じます。特に燃料電池及び水素エネルギー利用に関しては、将来の水素社会の実現に向け、技術開発の強化、異分野先端企業間の連携促進、研究開発体制の構築や世界初の定置用燃料電池市場立ち上げ等を行っていきます。

さらに、電気事業者等新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けたRPS法の着実な運用のほか、グリーン電力証書といった需要サイドの取組を促す企業活動に関する積極的な広報等を通じ、電力分野における新エネルギーの導入拡大に努めます。

原子力については、供給安定性等エネルギー政策の観点のみならず、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく、地球温暖化対策に資することから、エネルギー基本計画においても、安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進することとしています。平成

18年度においても、安全対策・防災対策の充実に努めるとともに、原子力発電施設及び核燃料サイクル施設の立地を促進するため実効性の高い地域振興策等を講じるとともに、原子力発電及び核燃料サイクルについて技術開発等の所要の施策を進めます。

省エネルギー対策については、平成17年8月に改正したエネルギーの使用の合理化に関する法律の確実な執行、トップランナー方式による機器の省エネルギー性能向上等の推進、エネルギー消費の伸びが著しい民生部門の省エネルギー対策を確実に進める上で大きな役割を果たし得る高効率給湯器等の省エネルギー関連機器・システム等の導入普及支援及び技術開発の促進等の施策を総合的に推進します。

また、さらなる二酸化炭素排出量削減のための対策が必要であることを踏まえ、電力等の燃料転換等を促進するため、老朽石炭火力発電所の高効率LNGコンバインド・サイクル発電への転換を実施します。さらに、環境負荷が少なく供給安定性にすぐれた天然ガスへのシフト加速化に向けて、天然ガスコージェネレーション・システムの普及を促進、石炭等を燃料とする産業用ボイラー等における天然ガスへの燃料転換等を支援する施策を実施します。

サルファーフリー（硫黄分10ppm以下）ガソリンの早期普及を促すため、義務化（ガソリンは平成20年からの予定。）に先駆けて供給する事業者に対する支援措置を引き続き実施します。

（3）運輸・交通

地方公共団体や民間事業者等が低公害車を導入する際の補助制度、自動車取得税の軽減措置や自動車税のグリーン化の税制上の特例措置、政府系金融機関を通じた融資制度等を通じて低公害車のさらなる普及促進を図ります。また、地方運輸局単位に官民で構成したエコ・トラック推進協議会による民間活力を通じた低公害トラックの導入促進等を図ります。

アイドリングストップ機能付き自動車を導入する者に対し、通常車両との差額の一部を補助する制度を引き続き実施します。さらに、全国各地での講習会・試乗会の実施、モニターの募集、レンタカーへの導入等、エコドライブに対する国民各層への総合的な普及啓発を図っていきます。

また、次世代低公害車の本命と目されている燃料電池自動車について、世界に先駆けた早期実用化を図るため、燃料供給から自動車走行まで一貫した大規模な公道走行実証試験を首都圏等で実施するとともに、高効率燃料電池システムの実用化技術開発や、基準・標準の一層の整備に向けた研究開発を行います。

さらに、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的事後処理システム技術の開発を引き続き進めるとともに、現行の大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車について、産学官の適切な連携により、開発・試作したジメチルエーテル自動車や次世代ハイブリッド自動車等の公道走行試験等を実施し、さらに、LNG、FTD（合成軽油）、水素を燃料とする自動車の開発を引き続き実施します。また、燃料の種類によらず、排出ガス性能基準により低公害性を評価する低排出ガス車の認定制度を活用し、低公害車のさらなる普及促進を図ります。

また、交通流対策としては、**高度道路交通システム（ITS）**の推進、信号機や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備、3メディア対応型VICS車載機の普及促進、公共車両優先システム（PTPS）等の整備による公共交通機関の利用促進等により、交通渋滞の緩和を図り、自動車からの排熱の低減に努めます。

平成17年11月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2005-2009）」の基本的方向性の一つに「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現が示されており、引き続き、輸荷主企業と配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化対策に係る取組を拡大することで、物流体系全体のグリーン化を引き続き推進します。

このため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、モーダルシフトやトラック輸送の効率化等を荷主と物流事業者が連携して行うモデル事業の選定と支援、優良事業等の普及促進を図るとともに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用して、物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を引き続き推進します。

鉄道においては、山陽線の鉄道貨物輸送力増強事業の平成18年度完成に向けて、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを引き続き推進するとともに、新たに新型省エネ機関車の導入支援等を通じて輸送効率の向上を図ります。また、鉄道貨物輸送による環境負荷低減に積極的に取り組んでいる企業や商品を認定する「エコルールマーク」制度の普及・拡大を進めます。（<http://www.mlit.go.jp/tetuDO/index.html>）

従来は省エネ法の対象外であった移動体排出源を対象範囲に含めることによって、運輸分野におけるエネ

ルギーの使用の合理化に係る対策を促進します。

都市鉄道新線の建設、在来幹線鉄道的高速化等の整備、次世代型路面電車システム（LRT）の整備、駅のバリアフリー化、ノンステップバスの導入、鉄道・バス相互の共通ICカードシステムの整備等に対する支援等を通じて環境負荷の小さい公共交通機関の利用促進を図ります。

また、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を通じた、企業等における低公害バス等を活用した通勤交通の公共交通への利用転換やカーシェアリングの推進など、交通サービスの需要サイドによる取組を促進していきます。

さらに、公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して、関係省庁が連携して集中的に支援策を講じるESTモデル事業を21地域で実施し、推進していきます。

（４）情報通信の活用

情報通信を活用した新しい働き方であるテレワーク・SOHOの普及を図るため、総務省では、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図りつつ、テレワークの円滑な導入、効率的な運用のための情報通信システムの在り方に関する調査研究等の推進施策を実施します。

（５）戦略的環境アセスメント

戦略的環境アセスメントについて、諸外国や地方公共団体における制度化の進展状況や実施例を参考にし、国や地方公共団体における取組の検証を行いつつ、わが国の実態に即した共通的なガイドラインの作成を進めます。これらの取組を踏まえ、上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組や、政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。

第４節 地域づくりにおける取組の推進

１ 地域における環境保全の現状

（１）地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策などに機動的できめ細かな対応を行い、地域の実情に応じた環境施策の展開に努めます。

（２）地方公共団体の環境保全対策

地域の特性に応じたさまざまな施策に対して協力、支援を行います。また、地方公共団体の行う環境保全に資する事業については、地方債も含めた地方財政上の支援措置を講じることとしています。

２ 循環と共生を基調とした地域づくり

（１）持続可能な地域づくりに対する取組

「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を平成16年度及び17年度選定地域において引き続き実施するほか、18年度も新規地域を選定します。

地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、市民との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に表彰を行う「循環・共生・参加まちづくり表彰」を引き続き実施します。

省エネルギー化を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業にて支援を行います。また、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を推進する環境共生住宅市街地モデル事業にて支援を行います。

(2) 自然と共生する地域づくりに対する取組

農村地域で発生する生物系の廃棄物等の循環利用による適切な管理を行います。農業用水や農業水利施設が持つ景観形成、親水、生態系の保全などの機能を活用するため地域用水環境整備事業を実施します。たい肥化施設等の計画的な活用により、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利用の促進を図ります。生態系の保全等に資する農業用水路等を子どもたちの遊び場、自然体験の場として活用します。農山漁村の有する豊かな自然、伝統、文化等を再評価し、魅力ある農山漁村空間を生み出す取組等を推進します。

(3) 景観を保全・創造する地域づくりに対する取組

河川と一体となったまちなみ景観の保全・創造のために、各地域において美しい水辺空間の創出を推進します。

(4) 歴史的景観と調和する地域づくりに対する取組

各地域における快適な環境を確保するべく文化財保護に係る各種制度を活用します。豊かな歴史的環境の確保・保全のため、史跡等の公有化及び整備・活用を推進します。宿場町や城下町等の伝統的建造物群及びこれと一体となって価値を形成している環境を保存するため、伝統的建造物群保存対策調査を実施します。重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の保存修理、防災施設等の設置、建物や土地の公有化などの事業を進めます。

文化財としての価値を有する土地改良施設の補修等をその歴史的価値の保全に配慮しつつ行います。

また、**古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法**に基づき指定された歴史的風土保存地域において、特に枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土特別保存地区の指定や地方公共団体による土地の買入れ等を推進します。

3 公害防止計画

平成17年度末で公害防止計画の計画期間が終了した札幌地域等5地域（平成13年度策定地域）について、各地域における公害防止施策の実施状況及び環境質の改善状況等をもとに今後の取扱いを検討し、必要に応じて、環境大臣が各関係知事に対して公害防止計画の策定を指示し、作成された計画について同意を行います。

また、公害防止計画策定地域における計画の達成状況等を把握し、計画の推進を図るため、引き続き、地域ごとの公害防止計画の実施状況、環境質の改善状況等を調査します。

第5節 環境影響評価等

1 国の施策の策定等に当たっての環境保全上の配慮

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境に影響を及ぼすと認められる国の施策を立案し、実施するに当たって、環境保全の観点から検討を行い、適切な配慮を行います。

このため、国の各種計画の策定などにおいて、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図ります。

また、国の実施する社会資本等の整備のための公共事業については、計画段階からその実施が環境に及ぼす影響について、最新の知見により調査予測を実施し、環境への影響の防止のための対策の検討を行うなど、環境保全上の調査・検討を進めます。

2 環境影響評価の実施

国は、規模が大きく環境影響が著しいおそれがある事業について、環境影響評価法、個別の事業法等に基づく**環境影響評価**の適正な運用に努めるとともに、工事途中段階で環境影響の再評価を求めた案件のうち、

特に重要な案件については現地調査等を行い、適切にフォローしていきます。また、環境影響評価法に基づく方法書手続や環境保全措置についての複数案の比較検討等を通じて、開発行為への環境配慮の統合をより一層進めるとともに、改正後の基本的事項や主務省令に基づき、事業の特性に応じた、より分かりやすい環境影響評価の実施に努めます。

さらに、住民等の理解の促進のため、方法書等の閲覧や意見提出におけるITの活用や、より分かりやすい方法書等の作成の促進に努めます。また、環境影響評価の信頼性の確保や評価技術の質の向上に資することを目的として、調査・予測等に係る技術手法の開発を引き続き推進するとともに、調査等の手法、環境保全措置等さまざまな情報の整備・提供・普及を進めます。特にアジア地域における環境影響評価の実施能力向上や整合性確保のため、技術協力や情報交換を推進します。

環境影響評価法については、法の見直しを含めた必要な措置を講ずるため、施行の状況について検討を加えます。

第6節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

1 調査研究及び監視・観測等の充実

(1) 研究開発の総合的推進

平成17年6月に総合科学技術会議によって決定された「平成18年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の中では、環境分野については、政策課題に対応した研究開発の分野として、特に重点を置くべき分野とされています。

この方針の下、持続的発展を可能とする社会構築に資する観点及び環境と経済の両立に資する観点から、わが国の環境問題への対応及び国際社会への貢献に資する研究開発を推進することとしており、具体的には、表7-6-1の課題を含む研究開発関連施策を展開します。

また、第3期科学技術基本計画においても、環境分野は重点推進分野の1つとされていることから、総合科学技術会議がリーダーシップを発揮しつつ、関連府省との連携のもと、基本計画に基づく環境分野の分野別推進戦略に沿って、積極的に推進します。また、科学技術連携施策群のテーマの一つである「バイオマス利活用」について、各府省の連携の下、積極的に推進します。

(2) 環境省関連試験研究機関の整備と研究の推進

ア 独立行政法人国立環境研究所

第2期中期計画に基づき、4つの重点研究プログラムを重点的に進めるほか、基盤的調査・研究、知的研究基盤の整備等の環境研究を推進していきます。また、環境情報の提供を進めます。

イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターにおいては、水銀汚染問題に関するわが国の経験の蓄積を活用し、WHO協力センターとしての活動、海外の水銀汚染に関する調査研究等の国際協力を行うとともに、水俣病発生地域に所在するという特性を生かした研究を実施しており、特に、平成18年度からは水俣病被害者やその家族の高齢化が進展する中で喫緊の課題となっている介護予防や胎児性水俣病患者への取組を進めます。また、水俣病情報センターに

表7-6-1 研究開発の総合的推進に関する施策の例

研究領域	施策例
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境変動観測ミッション、温室効果ガス観測技術衛星 衛星による地球環境観測経費 温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究 地球温暖化予測「日本モデル」ミッション データ統合・解析システム 地球環境研究総合推進費
水・物質循環と流域圏	<ul style="list-style-type: none"> GPM衛星搭載二周波降水レーダの開発 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発 海域・流域再生事業に活用できる水・物質循環モニタリング技術開発と海洋環境情報の共有・利用システム構築 東京湾再生プロジェクト
生態系管理	<ul style="list-style-type: none"> 海洋生物資源の変動要因の解明と高精度変動予測技術の開発 公害防止等試験研究費 河川流況変動及び河川形状改善による河川生態系への影響評価技術、保全・修復技術の開発 外来生物拡大・拡散システム、個体群の動態解明、対処技術の開発
化学物質リスク・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ナノマテリアルの健康影響評価法開発、化学物質の迅速・高精度評価手法開発 非TBT代替船舶塗料の海洋生態影響のリスク評価技術の開発 ナノ粒子の特性評価手法開発 公害防止等試験研究費 国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査
3R技術	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理等科学研究費補助金 電気電子機器再資源化促進高温鉛はんだ代替技術開発 船舶の生涯価値(LCV)評価・格付けシステムの確立
バイオマス利活用	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産バイオサイクル研究 地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 国土管理由来バイオマスのインベントリーの開発 地球温暖化対策技術開発事業

資料：内閣府

においては、資料の収集・整理・提供を実施します。

(3) 公害防止等に関する調査研究の推進

環境省に一括計上する平成18年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費は、総額10億4781万円です。8省庁19試験研究機関等において、環境の現状の的確な把握、環境汚染による環境変化の機構解明、環境汚染の未然防止、汚染された環境の修復等幅広い領域にわたり、64の試験研究課題を実施します。その内容は表7-6-2のとおりです。

(4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

「地球環境保全調査研究等総合推進計画」を策定し、調査研究、観測・監視等の総合的な実施体制を確保します。また、地球温暖化の現状把握と今後予想される自然や社会・経済の影響、それらに的確に対応するための各種技術や方策について、政府一体となって戦略的・集中的に調査研究を行います。

「地球環境研究総合推進費」については、引き続き学際的、国際的な観点から地球環境研究の総合的な推進を図ります。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中でも、特に政府としての推進・調整が重要である関係行政機関等の行う研究を、政府として強力かつ効果的に進めます。

(5) 基礎的・基盤的研究の推進

環境技術開発等推進費による「基礎研究開発課題」等に対して引き続き研究開発を支援することにより、環境研究・技術開発の推進を図ります。

(6) 地球環境に関する観測・監視

観測・監視については、世界気象機関(WMO)の全球大気監視(GAW)計画の一環として、温室効果ガス、CFC、オゾン層、有害紫外線等の定常観測を引き続き実施するとともに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を継続します。

災害状況把握等を行うことを目的とした陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の運用、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)、**全球降水観測(GPM)計画**主衛星に搭載する二周波降水レーダ(DPR)、気候変動・水循環を全球規模で継続的に観測する衛星システムである地球環境変動観測ミッション(GCOM)搭載センサの開発等、人工衛星による観測・監視手法等の開発利用を一層推進します。また、文部科学省の海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を引き続き推進するとともに、深海地球ドリリング計画を推進し、地球規模の諸現象の解明・予測等の研究開発を推進します。さらに、地球規模の高度海洋監視システムの構築を目指すARGO計画を引き続き推進します。「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度のもと、地球観測システムの構築に貢献する研究開発事業等に効果的に取り組んでおり、地球温暖化・炭素循環分野及びアジアモンスーン地域水循環・気候変動分野等における研究開発事業を推進します。

第48次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、南極地域において、地球環境や地球システムに関する各種のプロジェクト研究観測とモニタリング研究観測を実施します。また、南極地域観測の継続のため、南極地域観測船「しらせ」後継船等の建造を引き続き推進します。

表7-6-2 公害防止等に関する調査研究

研究分野	課題数	主な研究内容
1. 大気環境の保全に資するための研究	10	DPF装着車からの微粒子排出実態の研究、粗悪燃料を用いる船用および固定発生源からの大気汚染物質除去に関する研究等
2. 水環境の保全に資するための研究	9	公共用水域の人畜由来感染による健康影響リスクに関する研究、工事用作業船による浮流重油の回収技術の開発等
3. 土壌環境の保全に資するための研究	4	汚染土壌の修復技術、リスク評価・管理手法の開発等
4. 循環型社会形成に資するための研究	3	廃棄物の処理・再利用技術の開発、再生建材の循環利用における長期的な環境影響評価のための研究等
5. 化学物質等の環境リスク対策に資するための研究	15	マウス幹細胞を用いた環境汚染物質の発生期における影響評価、化学物質等の影響メカニズム解明、リスク評価、評価手法の開発等
6. 健全な生態系の確保に資するための研究	13	生態系の保全・管理手法の開発、レプアツモリソウをモデルとした特定国内野生希少動植物種の保全に関する研究等
7. 都市・生活環境の保全に資するための研究	4	騒音対策技術、都市気象モデルによるヒートアイランドの研究等
8. 環境の監視、観測及び影響の予測評価技術の充実、環境情報の効果的活用に資するための研究	3	測定技術の精度向上に関する技術の開発、カーボンナノチューブを使ったガスセンサー、海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究等
9. 地域密着型環境研究(都道府県等から提案された共同研究等)	3	地衣類の遺伝的多様性を活用した大気汚染診断、ため池とその周辺の公益的機能の評価、水稲葉枯症の発症要因の究明と軽減対策技術の開発に関する研究

資料：環境省

地球変動予測研究については、地球温暖化分野で、統合的な観測を推進するため、関係府省・機関からなる連携拠点を立ち上げ、環境省と気象庁が共同で事務局を設置します。連携拠点では、政策ニーズを踏まえた地球観測を、国際的な連携のもと統合的・効率的に推進する体制整備に貢献します。また、温暖化影響に対して脆弱なアジア太平洋地域の途上国における監視・影響評価を推進することにより、途上国の取組に寄与し、気候変動対策に係る将来の国際枠組み構築にも貢献します。また、引き続き、世界最高性能のスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用した地球温暖化予測モデル開発等を推進します。

全国の気象官署における観測開始以降の観測資料の利用を促進するなど、地球温暖化の状況等に関する調査研究を推進し、地球温暖化予測の精度向上を図ります。また、国内の影響・リスク評価研究のさらなる進展のため、日本付近の詳細な気候変化のより精度の高い予測結果を更新・提供していきます。また、GPS装置を備えた検潮所において精密型水位計による地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続します。

(7) 廃棄物処理等科学研究の推進

総合科学技術会議の「ごみゼロ型・資源循環型技術研究イニシャティブ」に基づき、引き続き競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、研究事業及び技術開発事業を実施します。

研究事業については、「循環型社会構築を目指した社会科学研究」、「効率的で信頼性のある静脈物流の構築に関する研究」、「アスベスト問題解決をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」を重点テーマとし、社会的・政策的必要性に応じた廃棄物処理等に係る研究を推進します。

技術開発については、「廃棄物適正処理技術」「廃棄物リサイクル技術」「循環型設計・生産技術」の各分野において実用性、経済性が見込まれる次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図ります。

また、廃棄物の無害化処理と再資源化を図るとともに、影響・安全性評価及び社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携で行う「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」を引き続き推進します。

(8) 環境保全に関するその他の試験研究

環境省では、**ナノテクノロジー**を活用した環境技術開発を引き続き推進し、5年程度での実用化を目指します。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、平成18年度から、**プロファイル信号制御方式**による信号制御高度化モデル事業を実施し、その結果を踏まえて全国整備のあり方について検証します。

総務省では、電磁波を利用した地球環境観測技術の研究について、GPM搭載2周波降水レーダの開発、ライダーによるCO₂観測技術の研究を実施します。また、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワークの研究を開始し、天候等に左右されずに災害把握に効果があるレーダを使用した高精度地表面技術可視化技術の研究開発を実施します。

また、ブロードバンドインターネットの普及による情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による、低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発に着手します。

国土交通省では、ライフサイクル（製造から廃棄までの全期間）を通じたCO₂と廃棄物に関する建築物の環境性能を定量的に評価する手法の開発、及びその対策技術の開発、効果的なヒートアイランド対策の推進のために、都市空間に様々なヒートアイランド対策を導入した場合の総合的な効果を定量的に評価可能にするシミュレーション技術の開発等を引き続き実施します。

また、下水道技術開発プロジェクト（SPIRIT21）において、下水汚泥有効利用の新技术開発を図る下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）を、平成17年度から20年度の最大4年間で集中的に技術開発を行います。

また、次世代内航船（スーパーエコシップ）の普及を図るとともに、より環境負荷低減効果の大きいスーパーエコシップ技術の一層の研究開発を引き続き実施します。また、超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）について、引き続き普及促進を図ります。さらに、船舶からの大気汚染防止を図ることを目的に、排出ガスに含まれるSO_xを大幅に削減する活性炭素繊維（ACF）を活用した高機能排煙処理システムや、NO_x及

びCO₂の排出を同時に削減させる超臨界水を活用した船用ディーゼル燃焼技術といった新たな環境負荷低減技術の研究開発を引き続き実施するとともに、クリーンエネルギーである天然ガスの供給拡大に寄与する天然ガスハイドレート（NGH）輸送船の開発を推進します。

農林水産省では、環境負荷を低減し、持続的農業を推進するための革新的技術の開発として、地球温暖化が農林水産業に与える影響を、将来予測を含めより高度に評価するための研究開発を新たに行い、農林水産生態系の炭素循環の解明などを進めます。そして、eDNA（土壌より直接抽出したDNA）の解析により、土壌中の微生物多様性を把握し、土壌の生物性を評価するための基盤技術の開発についても新たに取り組めます。また、種々のバイオマスの変換・利用技術の開発とバイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化に関する取組を引き続き強化するとともに、流域圏における水・物質循環の機構及び農林水産生態系の機能の解明による流域圏環境の総合的管理手法の開発、農林水産生態系における有害化学物質の動態把握と生物・生態系への影響評価と分解・無毒化等を通じたリスク低減技術の開発、アジアモンスーン地域における水循環変動を考慮した食料需給モデルの開発、水循環変動の影響の評価・予測、変動の影響を最小化するための対策シナリオの策定等を引き続き推進します。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノ作り技術や、廃棄物や汚染物質の生分解・処理技術の開発を拡充するとともに、生物機能を活用した物質生産に係る実用化開発を推進する観点から、「バイオプロセス実用化開発プロジェクト」を引き続き実施します。また、これらの開発を支える基盤整備のための生物遺伝資源の収集に係る技術開発や、バイオテクノロジーの産業利用における安全管理充実のための遺伝子組換え体のリスク管理に関する基盤研究等を引き続き実施します。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

平成17年2月の第3回地球観測サミットで採択された「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」に基づき、地球観測に関する政府間会合（GEO）の執行委員会国、GEOSSの全体構成を検討する構造・データ委員会の共同議長国として、GEOSS構築に向けた取組に積極的に貢献します。また、16年に総合科学技術会議において取りまとめられた「地球観測の推進戦略」に基づき、関係府省の連携の下、実施方針を毎年策定し、地球観測を行っています。

統合地球観測戦略（IGOS）パートナーシップにおいて、現在、8つのテーマ（海洋、大気化学、炭素循環、水循環、陸域災害、沿岸/サンゴ礁、雪氷圏、陸域）のもと、全球海洋観測及び全球水循環観測等が実施段階となっており、熱帯降雨観測衛星（TRMM）及び米国地球観測衛星（Aqua）の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）等による観測データを活用し、積極的に国際的な観測・監視計画に貢献します。

WMO温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、さらにWMO全球大気監視校正センターとしてメタン等の観測基準（準器）の維持を図る業務を引き続き実施します。さらに、黄砂に関する情報及び有害紫外線に関する情報の発表を継続します。

全球気候観測システム（GCOS）等が推進する気候変動の検出、影響監視等のための総合的な観測システム構築に積極的に参加するほか、ドイツ気象局と共同で実施している世界の地上気候データのリアルタイム収集やその品質などを監視するGSN監視センター（GSNMC）の業務を推進します。

アジア太平洋気候センターを通じて、アジア太平洋地域各国気象機関に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するとともに、その内容の改善と拡充を図っていきます。また、気候業務に関する研修・ワークショップ等の開催を通じて、域内各国の人材育成に協力していきます。

さらに、VLBIや、GPSによる国際共同事業に参画し、グローバルな地殻変動等を観測するほか、これと験潮・絶対重力観測等を組み合わせて地球規模の海面変動の監視等を行います。

化学物質についても、東アジア地域における**残留性有機汚染物質（POPs）**の汚染実態の把握を目的としたモニタリングを、引き続き主導的役割を果たしつつ強力に推進します。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実、強化

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、平成17年に策定された、APNの第2次戦略計画に基づいて、神戸市内のAPNセンターを中核として、地域内の研究活動等の支援を積極的に行います。特に、日本がヨハネスブルグ・サミットにおけるパートナーシップ・イニシアティブの一つとして提唱した「持続可能な開発のための科学的能力向上プログラム（CAPaBLE）」を着実に推進します。

また、GEOSS10年実施計画に基づき取り組んでいる、アジア太平洋地域の地球観測と能力開発ニーズにかかわる研究支援について、APNが貢献する方向性を探っていきます。

世界155の国・地域の国家地図作成機関と協力し、引き続き地球地図を整備・提供するとともに、地球地図データの更新のための技術開発を行います。また、国連アジア太平洋地図会議の決議に基づき、アジア太平洋地域の各国と協力しつつ、引き続き基盤的地理情報の整備、国際共同観測プロジェクト等を推進していきます。

アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）については、引き続き、第IIフェーズのなかで、持続可能な開発に資する政策オプションの研究を推進します。また、気候変動影響評価モデルに関する研修・ワークショップ等の開催を通じて、域内各国の人材育成に協力していきます。

3 技術の振興

(1) 環境技術の開発支援

環境省では、環境技術開発等推進費において、大気中アスベスト濃度の迅速な測定分析技術等、アスベスト飛散抑制対策に資する技術の研究・開発を対象とする研究開発領域を創設するとともに、実用化研究開発課題等に対して引き続き研究開発の支援を行います。

また、地球温暖化対策に資する技術開発事業を引き続き実施するとともに、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めます。

地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）は、「LEDの材料開発等低コスト化技術の開発」、「小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発」、「エリアエネルギーマネジメントシステムの開発・実証」を重点テーマとして実施します。また、製品開発段階に移行した温暖化対策技術について、民間事業者等における当該技術の市場投入を促進するための支援も併せて行います。

環境技術実証モデル事業では、一部の技術分野について受益者負担を導入し、望ましい技術実証の手法・体制を確立することで、引き続き先進的環境技術の普及に向けた取組を推進します。

また、さらなる環境測定分析の精度向上等を目指して、引き続き地方公共団体の環境測定分析機関等を対象とした環境測定分析統一精度管理調査を実施します。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

先端技術に関する環境保全施策を推進するため、引き続き、バイオテクノロジーと環境保全に関する基礎的な調査を行います。また、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者の求めに応じて、事業者の作成した浄化事業計画が、本指針に適合しているか否かについて確認を行う等、引き続き適切な制度の運用を行います。

4 国による基盤整備等

文部科学省においては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が地球環境問題の解決に向けて実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトなど、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設の整備・充実への支援を行います。また、科学研究費補助金や私立大学との環境分野等の共同研究を支援する学術フロンティア推進事業等により、環境に関する基礎研究を推進します。

環境省においては、大気粉じん等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を引き続き実施します。

5 地方公共団体、民間団体等における取組の推進

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動も活発に推進しています。

また、これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図ります。

6 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費、地球環境研究総合推進費、廃棄物処理等科学研究費等の競争的研究資金により実施された研究成果について、引き続き、広く行政機関、民間企業等に紹介し、その普及を図ります。

第7節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

環境省ホームページの充実を図るとともに、国民の意見を政策に一層反映する仕組みを構築します。

(独)国立環境研究所と連携して整備を進めている環境GISについては、システム改良や情報の充実を図ります。

港湾など海域における環境情報を広く共有し、有機的な連携を図るための基盤システムである海域環境データベースの整備・運営を引き続き行います。

生物多様性に関する情報については、自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)の成果等の充実を図るとともに「生物多様性情報システム(J-IBIS)」の機能拡充を推進します。また、「生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)」への情報源情報(メタデータ)の登録を促進します。

「インターネット自然研究所」については、操作性の向上を図ります。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいては、サンゴ礁保全に必要な情報の収集・公開等を行います。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境省と国連大学が共同で運営している「地球環境パートナーシッププラザ」を交流・対話の拠点として、パートナーシップ促進のための情報収集・発信を行うとともに、平成18年度に新たに2か所に整備する「地方環境パートナーシップオフィス」においても地域と行政をつなぐ環境情報の収集・提供を進めます。

2 広報の充実

地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行います。また、環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を中心とした環境月間においては、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を全国的に展開します。

また、引き続き大臣と国民との直接の意見交換の場であるタウンミーティングを実施します。

第8節 環境保健対策、公害紛争処理等

公害に係る健康被害については、予防のための措置を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、公

健法の被認定者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえて迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ります。
また、公害紛争処理について、紛争の態様に即した迅速かつ適正な解決を推進します。

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害補償予防対策等の推進

ア 公害健康被害の補償等に関する法律の実施

(ア) 補償給付等の実施

被認定者に関する補償給付については、労働者の平均賃金の動向等を踏まえて必要な給付額の改定を行うとともに、被認定者の健康の回復等を図るため、公害保健福祉事業を引き続き実施します。

(イ) 健康被害予防事業の実施

(独) 環境再生保全機構(以下「機構」という。)において、公害健康被害予防基金を基に、調査研究、知識の普及及び研修の各事業を直接行うとともに、地方公共団体等が旧第一種地域等を対象に行う計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備等の各事業に対し助成金の交付を行っていきます。

(ウ) 費用負担

旧第一種地域に係る補償給付額(公害保健福祉事業に係る原因者負担分を含む。)の所要額は、平成18年度において約599億円と見込まれており、これらの費用を賄うため、固定発生源分については汚染負荷量賦課金を徴収し、自動車分については、自動車重量税収の一部を引き当てます。

イ 水俣病対策の推進

水俣病対策の推進については総説参照。

(2) アスベスト(石綿)健康被害の救済

石綿による健康被害については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及びその遺族の迅速な救済を図ります。

(3) 環境保健に関する調査研究の充実

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染と呼吸器症状に係る調査研究

環境保健サーベイランス調査

大気汚染と健康状態との関係について引き続き監視を行います。

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そら(SORA)プロジェクト)

幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について疫学的な解明を行うため、学童コホート調査を継続して着実に実施するとともに、幼児を対象とした症例対照研究を開始します。

その他

機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を引き続き行っていきます。

(イ) その他

公健法の被認定者の高齢化に伴い生ずる、認定疾病に起因する療養生活上の問題に対応するため、生活機能向上のための新しいリハビリテーションプログラムの開発に努めます。

イ カドミウム環境汚染地域住民健康調査

カドミウム汚染地域住民の保健管理等今後の環境保健対策に資するため、神通川流域住民健康調査を引き続き実施します。

ウ 重金属等の健康影響に関する調査研究

水銀やカドミウムなどの重金属等の健康影響に関して、科学的な知見を得るために調査研究を実施します。

2 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

公害等調整委員会においては、公害紛争の態様に即した迅速かつ適正な解決を図るとともに、都道府県公

害審査会等においても公害紛争の適切な処理が図られるよう、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議の開催等を通じて、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等が積極的に情報交換・意見交換を行うことにより、相互の連携の一層の強化に努めます。

(2) 公害苦情処理

地方公共団体の公害苦情処理事務が適切に運営されるよう、苦情の受付、処理の実態等を把握するために「公害苦情調査」を行うとともに、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とする公害苦情相談研究会等の開催、地方公共団体からの照会に対する回答等を通じて、地方公共団体における公害苦情処理の指導などに当たります。

3 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症に関する取組として、花粉飛散予測に関する調査研究及び花粉症と一般環境との関連を解明するための聞き取り調査を引き続き実施します。また、全国の花粉飛散状況を把握できるよう、花粉観測システム（愛称：はなこさん）の測定器を順次配置し、体制の充実を図ります。

このほか、電磁環境や高温熱環境の健康影響に関する調査研究、本態性多種化学物質過敏症に関連した極微量化学物質の分析法の開発等を進めます。

4 環境犯罪対策

産業廃棄物の不法投棄等の悪質な環境破壊行為の取締りを重点として、引き続き環境犯罪に対する次のような取組を推進します。

(1) 監視、取締り体制の整備

警察支援要員の活用等地域と密着した監視体制を強化するとともに、環境犯罪に対する取締り体制の整備、強化を図ります。

(2) 環境犯罪を許さない意識の醸成

関係行政機関、環境保護団体、事業者団体などの連携を強め、広報啓発活動を積極的に推進し、廃棄物の排出事業者などの遵法意識を高めるとともに、広く国民の間に、環境犯罪を許さない意識を醸成します。

(3) 排出事業者による原状回復責任の強化

排出事業者が適正な処理料金を負担せずに処理業者が不法投棄などを行った場合には、一定の要件のもとで、排出事業者が原状回復責任を負う排出事業者責任制度の徹底を図ります。

第9節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

ヨハネスブルグ・サミット後の持続可能な開発に向けた取組

ヨハネスブルグ・サミットにおいて採択された「実施計画」が着実に実施され、持続可能な開発に向けた全世界的な取組が強化されるよう、**国連持続可能な開発委員会（CSD）**等を通じて、日本の経験や取組の成果に基づいて最大限貢献していきます。また、産業界、学界、地方公共団体、民間団体など幅広い主体が持続可能な開発の実現に向けて積極的に活動できるよう支援します。

国連環境計画（UNEP）における活動

環境基金への財政的な支援を引き続き行うとともに、管理理事会で決定された重点分野及びヨハネスブルグ・サミットのフォローアップをUNEPが実行するに当たり、日本の環境分野での多くの経験と豊富な知見を生かし、今後とも積極的に貢献します。また、UNEP親善大使を通じて草の根環境保全活動を推進します。

UNEP**国際環境技術センター**（IETC）が実施する環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信への協力等を継続するとともに、関係府県市等と協力しつつ、同センターの円滑な業務の遂行を引き続き積極的に支援します。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所（ROAP）が実施する、**アジア太平洋環境開発フォーラム**（APFED）の持続可能な開発のためのショーケースプロジェクトを支援します。

その他

2005年（平成17年）3月に開催されたアジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED）で報告がなされた「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の活動に対しては、**国連アジア太平洋経済社会委員会**（ESCAP）及び**地球環境戦略研究機関**（IGES）等と協力し、引き続き積極的に貢献していきます。

（イ）経済協力開発機構（OECD）

2004年（平成16年）に開催されたOECD環境大臣会合の結果を踏まえ、「OECD21世紀最初の10年の環境戦略」のさらなる実施のため、今後ともOECDの環境分野における活動に積極的に参画・貢献します。

（ウ）世界貿易機関（WTO）等における取組

2006年（平成18年）内の交渉妥結を目指すドーハ・ラウンドについて、自由貿易の推進と環境保全の両立を図っていくよう、WTOにおける議論に積極的に参加します。またWTOにおける多国間の貿易自由化に加え、最近取組が進んでいる二国間の経済連携協定等の推進に当たっても、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させるための具体的取組を進めます。

（エ）G8における取組

2005年（平成17年）7月に英国で開催されたG8 グレンイーグルズ・サミットでの合意に基づく「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」などの進展に積極的に貢献し、中国、インド等の主要途上国における一層の取組の促進に努めます。

また、3Rイニシアティブの推進についても、さらに取組を進めていきます（第4章4節参照）。

（オ）アジア・太平洋地域における取組

アジア太平洋環境会議（エコアジア）を開催するとともに、**アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）**が2004年（平成16年）に採択したAPFED最終報告書に盛り込まれた提言を実施するためAPFED第IIフェーズの活動を積極的に支援し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組を推進します。また、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）第IIフェーズにおいて、引き続きアジア太平洋地域における各国との協働プロセスを通じた、持続可能な開発に貢献する環境政策立案のための研究を推進します。日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）については、平成18年度に中国で開催される第8回会合の成功に貢献するとともに、環境教育ネットワーク等のプロジェクトや、循環型社会等の環境と経済に関する分野で情報交換や政策対話を実施します。また、環日本海環境協力会議（NEAC）、北東アジア環境協力プログラム（NEASPEC）等への積極的な参加を通じ、北東アジア地域、さらには地球規模の環境保全に関する政策対話の強化に努めます。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、地域内の研究活動等の支援を積極的に行います。

地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを今後とも開催するとともに、東アジア酸性雨モニタリングネットワークを推進します。

黄砂については、中国、韓国、モンゴル等の関係各国や国際機関との連携を強化しつつ、国際的なプロジェクト等を推進していきます。

アジア水環境パートナーシップ（WEPA）事業を推進するため、関係各国と連携し、2006年（平成18年）3月に公表したWEPAデータベースのさらなる内容充実を行うとともに、これらを活用した人材育成支援に取り組みます。

2005年（平成17年）8月に開催された第1回アジアEST地域フォーラムにて採択された「愛知宣言」を踏まえ、今後とも他の参加国とも協働しながら、国際連合地域開発センター（UNCRD）とともに、アジア地域

における環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す取組を進めます。また、2006年（平成18年）9月の開催が予定されている第2回フォーラムにも積極的に参加し、貢献します。

（カ）世界的な問題解決に向けた国際連携の強化

国連水と衛生に関する諮問委員会等、水に関する国際会議への積極的な参加及び日本提案の水行動の推進など世界的な水問題の解決に向けて貢献します。

イ 二国間の枠組みによる連携

米国、ロシア、中国、韓国等との環境保護協力協定に基づく協力、米国、ドイツ等との科学技術協力協定に基づく共同研究・調査等を進めます。

ウ 国際的な連携の確保に資する海外広報の推進

国際的に要望の高い行政資料の英文版、目的に応じた海外広報用資料などの作成・配布やインターネットを通じ、環境問題に対する取組につき積極的に海外広報を行います。

また、アジア太平洋環境情報ネットワーク（エコアジア・ネット）を通じ、英語による環境情報の提供の充実を図ります。

（2）開発途上地域の環境の保全

環境分野の政府開発援助（環境ODA）を引き続き重点的に実施します。また、経済成長と環境保全を同時に達成した日本の経験や技術を生かしつつ、途上国の環境分野における主体的な取組強化と対処能力向上を促し、持続可能な開発を支援します。

温暖化対策、酸性雨対策、オゾン層保護対策、砂漠化対策、国際河川流域環境管理、生物多様性保全、化学物質管理など、地球規模及び広域的問題の解決に対して、積極的に貢献します。その際、二国間協力と多国間協力の連携を強化し、環境モニタリング及びアセスメントの成果を活用しながら、プロジェクト形成機能の強化を図ります。

また、世界銀行、UNDP、UNEPなどの国際機関を通じた協力や他のドナー国との連携を進めます。

（3）国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

開発途上国に移転可能な技術、国内に蓄積されている経験等各種情報を収集・整理し、円滑な技術移転のための基盤整備を進めるとともに、地球環境保全などに関する国際的な連携に資するため、諸外国や国際機関の環境保全戦略に関する情報収集に努めます。国民の理解と支持を得るため、環境省ホームページを活用した広報等を積極的に行います。

2 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

（1）ODA及び輸出信用等における環境配慮

政府開発援助（ODA）及びその他公的資金においては、国内外の取組の進展を考慮しながら、引き続き、必要に応じて環境配慮の手續及び方法等の充実を図るとともに、その実施体制の整備を図ります。また、さまざまな環境配慮ガイドラインの着実な実施に必要な環境保全のための具体的な措置に関する情報を取りまとめ、関係機関に提供します。

（2）民間の海外事業に対する環境配慮

民間の環境配慮が促進されるよう、引き続き民間の自主的な環境保全活動についてその実情の把握に努め、情報提供や環境整備を強化します。

3 地方公共団体や民間団体による活動の推進

開発途上国の自立的取組の促進のため、地方公共団体、民間団体、事業者などの役割を踏まえた多元的パートナーシップを形成しつつ、厚みのあるきめの細かい協力を推進します。

(1) 地方公共団体の活動

環境分野において豊富な経験と人材を有し、また独自に国際環境協力を実施している地方公共団体との連携を一層推進します。また、地方公共団体等が国際協力機構と連携して行う草の根技術協力事業の活用を進めます。

(2) 民間の活動

独自の環境保全に関する技術や活動形態を有する民間企業や、日本国及び途上国のNGO等の取組、また、草の根レベルの民間協力を支援するため、(独)環境再生保全機構の地球環境基金、外務省の草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、NGO事業補助金、JICAの草の根技術協力等の既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の拡充・強化を図ります。